

特集1

三重の萬葉と歴史

天平十二年の聖武行幸

特集2

津市・三重県の研究

三重の文化・社会・自然  
TRIO

Vol.11

ISSN 1345-5079

三重大学大学院人文社会科学研究所 地域交流誌 トリオ



昨年内閣府男女共同参画局はとくに女性の比率を上げることが急がれる業種として、医師、公務員この場合とくに国家公務員ですが、それらと並んで研究者を、加速すべき三分野の一つに指定しました。人文学部に所属していますと女性研究者の比率をそれほど小さく感じないかもしれませんが、本学工学部は設置から四〇年間女性研究者は皆無で、一昨年ようやく一人着任されたばかりです。理系とくに工学系の女性研究者は、未だきわめて少数なのです。

平成一八年度から五年間の国の科学技術政策を方向付ける「第三期科学技術基本計画」では、女性研究者の活躍促進を打ち出し、博士課程に進学する女子学生の比率に鑑みて工学系で15%、農学系で30%など分野ごとに勾配をつけながらも、自然科学系全体として25%の女性研究者採用の目標を掲げました。これを受けて文部科学省は、具体的な施策によって女性研究者の増加を図ろうとしてきました。その中核をなすのが科学技術振興調整費「女性研究者支援

## 女性研究者の増加を願って

**小川 眞里子** おがわ まりこ  
学長補佐(女性研究者支援担当)  
人文学部教授 科学史・科学論

モデル育成」事業です。三重大学は平成二〇年度に採択され、この事業に取り組んでいます。本事業は理系分野の女性研究者の活躍を支援し、その数が増加するような組織作りを目的としています。「支援モデル育成」というところが重要で、女性研究者を振興調整費で直接支援するというのではなく、支援可能なシステム作りをめぐし、支援のモデルを提案・実施するよう求めています。したがって振興調整費は三年間に限って支給され、その間に学内で道筋をつけて、プログラム終了後も女性研究者が増加するように努めなければなりません。理系は言うまでもありませんが、文系を含めても女性研究者の比率はまだまだ上げる必要があります。それというのも、昨年の調査でアメリカの女性研究者比率は34.3%、フランスで27.8%、英国で26.0%です。これがドイツとなると19.2%と落ち込み、日本はさらに低く12.4%で、韓国の13.1%にも及びません。(ちなみに人文学部23.1% 全学部14.2%)要する

に日本の女性研究者の比率は先進諸国の中で最下位なのです。問題は2つ、なぜ日本における女性研究者の比率がかくも低いのか。そしてなぜ今、積極的な改善を図らねばならないのかです。

国連開発計画(UNDP)の人間開発指数とジェンダー・エンパワーメント指数の落差は示唆的です。人間開発指数は、国民の健康維持や教育の機会、生活水準の達成度等を示し、それに対しジェンダー・エンパワーメント指数は、女性の社会的、政治的、経済的な参加と意思決定力を示すものです。日本は、前者が182カ国中10位であるのに対し、後者は大きく後退して109カ国中57位。これが意味するところは、日本の女性は健康で教育水準も高いのに、持てる力を発揮できるような社会的仕組みになっていないということです。

足りないのは、女性の能力ではなく社会的整備なのです。法の下における両性の平等に基づき、男女共同参画社会を実現することが二一世紀の最重要課題

# TRIO 11

三重大学大学院人文社会科学研究所 地域交流誌／トリオ  
三重の文化・社会・自然

C O N T E N T S

## 1 巻頭言／小川 眞里子

### 特集1

## 2 三重の萬葉と歴史 天平十二年の聖武行幸 鼎談 廣岡 義隆、榎村 寛之、山中 章

- 12 本居宣長の『古事記』研究／遠山 敦
- 14 大伴家持の相聞歌について－「沫然り」とは何か／武笠 俊一
- 16 伊勢神宮と神仏習合思想／勝山 清次

### 18 特集2

## 津市・三重県の研究

成果報告会／ティエリー・グットマン、豊福 裕二

- 19 津市の合併と財政／青山 弘忠
- 20 地方税の原則の検討と個人住民税フラット化への評価／杜 強
- 21 津市における保育園の実状－少子化対策の中でなぜ保育園の統廃合なのか－／南 泰代
- 23 津市の人権施策について－子どもの人権に関する課題－／高木 真清
- 24 津市における成年後見の状況について／濱地 正巳
- 26 三重におけるワーク・ライフ・バランスの取り組み／田中 貢
- 28 魅力的な都市への契機－津市の集客力の向上を目指して－／呉 紅冉
- 29 三重県における不況の雇用状況／李 恩
- 31 三重県における華僑華人の現状と課題／陳 林妹
- 32 中世安濃津における天台真盛宗の展開について／戸伏 知子
- 34 戦国期中伊勢における地域権力と中世城館－安濃津地域を中心に－／中川 貴皓

## 36 人文教員エッセー

「臓器移植法」の改正に寄せて／今泉 智之  
「外国から学ぶ」と今／洪 恵子

## 40 新刊自著を語る

『カナダ先住民と近代産業の民族誌  
－北西海岸におけるサケ漁業と先住民漁師による技術的適応－』／立川 陽仁

## 42 三重の歴史と風景

男女平等理念の深化とその実践－三重県での先進的事例－／西川 洋

## 43 大学院・学部の広報

三重大学人文学部・第5回「公開ゼミ」報告／塚本 明

## 44 大学院のご案内

45 雑感／名島 利喜  
編集後記



表紙写真■津観音

特集1 鼎談

三重の萬葉と歴史

天平十二年の

# 聖武行幸

久留信  
官衙遺跡

鈴鹿関

平城京跡

伊勢神宮

《はじめに》  
藤原廣嗣の乱を  
めぐって



## 廣岡 義隆

ひろおか よしたか  
三重大学人文学部 教授 博士(文学)日本上代文学

廣岡 本日は「天平十二年の聖武天皇による関東行幸」ということで鼎談を始めています。関東行幸と言いましても、これは現在の関東ではなくて関所の東ということであり、当時の広い意味での東の地域、「河口の関」とか「鈴鹿の関」よりも東、ということになります。結局、伊賀の国、伊勢の国が中心になると思います。最初に聖武天皇による行幸の概要を、次に萬葉歌から見た行幸文芸、最後に聖武行幸の意義という内容で、歴史学の榎村寛之先生、考古学の山中章先生、萬葉の廣岡(司会)の三者で進めます。まず榎村先生から。

榎村 はい、天平十二年(七四〇)の聖武行幸、よく言われますのが藤原廣嗣の乱との関係です。戦後の日本古代史の研究は一貫して東大、京大が中心になってきましたが、どちらも廣嗣の乱を恐れた聖武という流れで論じることが多かったのです。ところがこの十年ばかり、廣嗣の乱の関係資料の研究が進んでいく中で、一つは廣嗣の乱自体が行幸を宣言する段階では終息に向かっていました。もう一つが頓宮の設置などを見ていても、かなり周到に用意されている形跡があるところから、行幸自体が計画されている中で

## 榎村 寛之

えむら ひろゆき  
三重県立斎宮歴史博物館 学芸普及課長 博士(文学)日本古代史



廣嗣の乱が勃発したのであり、廣嗣の乱が直接の契機になって行幸が行われたのではない、という考えが現在は強くなってきています。

廣岡 聖武が廣嗣の乱によって慌てて都を逃げ出したとみられたのは、実は『萬葉集』の影響が大きいわけです。『萬葉集』の題詞には、「大宰少貳藤原朝臣廣嗣、謀反発軍に依り云々」とあり、これは大伴家持の認識なんです。当時二十三歳の、まだ政権の中核にはノータッチであった、内舎人家持がそのように認識し、『萬葉集』に書き留めた。このことが大きな影響をもたらしたということになります。

**聖武天皇による  
行幸の概要**



## 山中 章

やまなか あきら  
三重大学人文学部 教授 博士(文学)日本考古学

山中 文献史学とか文学の研究で解らなかった具体的な姿が考古学から判ってきました。最近、発掘調査が進み、行幸遺跡の具体的なイメージ、宿泊した場所の地形とか施設配置が随分解ってきたんです。聖武行幸の目的を別の視点から見る契機を与えてくれたと思います。写真①(次頁)をご覧ください。これは河口頓宮跡(関宮)と推定されている場所です。ここが発掘調査による種々の成果から、河口頓宮と考えられるようになりました。右手奥が伊賀、つまり聖武がやっ

て来た方向です。正面の平坦地、雲出川が扇状地をなす部分です。広い空間に頓宮を造っています。榎村先生のご指摘の通り、聖武天皇は予め造伊勢行宮使を任命し、泊まる場所を造営させているわけです。関所という軍事的に良くできる場所を選んで造らせていたことがわかっています。他の頓宮候補ほど、聖武天皇宿泊場所とか、数百人という大規模な部隊の駐屯地は河口頓宮についてはまだ分かっていません。ただ、聖武天皇が好んで使った重圏文という瓦がこの一角から出ております。現在の白山中学校<sup>②</sup>辺りが中枢だろうということがわかってきたのです。この写真<sup>①</sup>でいくと正面奥の辺り<sup>③</sup>の左、森の中が中心部ではないかと。ただしここだけではとも数百人の部隊を置けませんので、それから広がっている雲出川の流域や周辺部に随行した官人の宿泊地や騎兵の駐屯地があったんだらうと。写真の中央付近<sup>④</sup>は三重大学で発掘をした遺跡です。ここから普通の地方遺跡ではあり得ない、奈良から運んできた土器とか塩を入れて焼いた壺が出ています。これは中心部から五百メートルくらい離れています。広い範囲に頓宮が建設されていたということを推定させてくれます。



写真① 河口頓宮跡推定地を北東から望む(提供: 山中章氏)

壬申の乱コースに重なりますね。山中 名張から北上し柘植<sup>つげ</sup>を通って鈴鹿に行けば、壬申の乱コースそのままなんです。それを敢えて行かずに川口に入ってきて最初にやったことは何かと言うと、伊勢神宮に奉幣することです。ですから幣を奉ることが、まず第一に大きな目的だった。私はそう思います。榎村 もう一つ念頭に入れておかなければならないことがあります、大阪市の栄原永遠男先生がおっしゃっていますように、天武の壬申の乱を非常に意識している半面で、持統行幸時の道を通ったという問題です。川口ルートに関して言えば、壬申の乱よりも持統の伊勢行幸を意識したルートを辿っている。聖武の意



廣岡 その意味では、志賀山寺に立ち寄っていますね。榎村 はい。大きな問題の一つであろうと考えています。廣岡 志賀山寺は天智天皇の菩提寺です。そこにわざわざ立ち寄って、恭仁宮へ向かっているのは、天智だけじゃなく天智のことも念頭においての行幸であつた……榎村 と考えるのが自然だろうと思います。これは恭仁京の位置付けと関わってくるのではないのでしょうか？山中 単に恭仁京へ遷都するのであれば、奈良の都から北上すれば、すむことなんでしょうね。榎村 わざわざ北から回ってきて、と言うのも一つの問題点であろうかなと思います。山中 そのルートが恭仁京の遷都とどう関わるかというのは中々難しいところがあると思うのですが、私は聖武の東国行幸というのは

識の中では天武だけではなく、持統も含めて律令国家形成期の天皇の足跡に自らを重ねているという考え方で、伊勢神宮をある意味でシステム化していく大きな契機は、恐らく持統の伊勢行幸なんですね。そちらも意識して、川口を通り、かつ壬申の乱のルートをそこから辿った。つまり聖武の意志としては、天武、持統、両方の権威に合わせ、自らを位置付けていた。そのように考えますと、より計画的な行幸だということになってくるわけです。山中 それと、川口で遊獵するんですね。遊獵というのは当時の皇帝の独占的な遊びです。つまり自分が偉大な皇帝であるという意識、そういう姿を強く見せようとしていると思います。その辺りもかなり計画的に自分の姿を印象付ける行幸だったんじゃないか。聖武というのは当たり前前に天皇になったように思われがちですが、後ろ盾の藤原氏は随分苦労している。長屋王の変なども、そもそもが聖武は藤原氏の娘から生れている天皇です。当時の皇位継承からすると必ずしも正統な姿ではないわけですね。そうした中で自分の正統性を強く主張するために皇祖神を祀る伊勢に行つて自らが正統な歴代天皇の後裔であると。なおかつこういう勇猛な遊びもできるんだ、りっぱな皇帝なんだということを強く主張しようとした。

廣岡 榎村先生にお尋ねします。天武のみじゃなく持統のことも念頭においていた、もう一つ進めますと持統は天智の娘なんですね。天武だけじゃなく、天智系も受け継ぐ意識があつたということはいかがでしょうか？榎村 その関係で申しますと、実質的な最初の斎王の大来皇女、彼女の母親も天智の娘、大田皇女です。大来皇女を伊勢に送る段階において天武は天武・天智両方の血を引く皇女を伊勢神宮に送つたという形式をとっている。また奈良時代初期の泉内親王、これも天智の娘です。天武あるいは持統は天智の影響下にあった勢力にかなりの配慮をした。つまり天智系勢力を取り込んだ中で律令国家が成立しているわけです。現実に元明なんているのは紛れもなく持統の妹、天智の娘なんです。聖武は自分の背景に連なっている天智系の血を明らかに意識しているわけです。廣岡 聖武の行幸は、この後バックする形で赤坂に行き、あとは壬申の乱コースを辿っています。榎村 壬申の乱コースを辿る、その通りなんですけども、この行幸自体のあがりが大津の粟津頓宮であるということは、やはり大きな問題かなと。聖武のこの行幸のもう一方の意味として、天智の近江大津宮の顕彰。そういったものが一つの目標となっているんじゃないか。

まず伊勢神宮に奉幣することが第一の目的であつた。その後、赤坂頓宮(鈴鹿関の一角にあると推測しています)を出発点に壬申の乱コースを辿ること、これが第二の目的だった。不破から大津についてはちょっと榎村さんとは意見が違うんです。赤坂から不破までというのは壬申の乱コースを辿って、自分を曾祖父の天武天皇と重ね合わせ、見せてるんじゃないかと思えます。その後は不破関から橘諸兄を恭仁京予定地へ派遣し、準備をさせてるわけです。だからこれは恭仁京を造るための準備期間というふうに考えることができるんじゃないかと。榎村 橘諸兄を不破から派遣する件ですが、実はこの聖武の行幸時点での太政官の構成をみると、まず橘諸兄が右大臣、知太政官事に鈴鹿王つまり長屋王の弟、この二人しかない。次が参議の藤原豊成、武智麻呂の長男ですね。この三人が廟堂のトップなんですけども、鈴鹿王と豊成は平城京の留守として置かれていた。つまり聖武に随行しているのは諸兄だけ。諸兄を不破から恭仁へやってしまつと、後は聖武のワンマン体制なわけです。聖武は即位の段階では藤原四兄弟のバックアップがあるわけで、更に長屋王を倒して、今度は四兄弟が倒れると橘諸兄が出て来て、言わば常に誰かのバックアップを受けながら活動している。聖武は専制君主に見えながら、実は四十歳

までサポートを受けていたんです。その聖武が初めて一人で命令を出したのがこの橘諸兄を派遣した時です。この瞬間から、彼は専制君主になった。彼が連れてきている官僚の中核部分と言えるメンバー、つまり赤坂で叙位を行っている対象ですね、彼らに対して専制君主として振る舞つた。そのスタートは正に不破の関からということなんです。廣岡 なるほど。聖武の後半生のスタートである。榎村 奈良時代の大上天皇は天皇と同等の権力をもっていた。これは近年、仁藤敦史先生などが言われているところで、聖武が行幸しても行政機能は平城京に残っている。大上天皇とか、更に後の政としての皇后権力があるわけで、聖武が行幸することについては大上天皇も光明皇后も何も考えていない。「ああ、遊びに行くんだね」っていうぐらいの考え方で。留守として鈴鹿王・豊成の二人を残していくし、橘諸兄はついていくし、「いつてらっしゃい、気を付けてね」くらいで送り出した可能性が高いんです。ところが動きだした聖武は不破まで行ってしまふ。残された人々には「あれれ？」っていう感じ。そして不破で橘諸兄まで先に送り出してしまふ。気が付いたら自立してきて、ただ一人の王となつて恭仁までやって来て、「こっちは来なさい」と言う話になる。

廣岡 そのことは、恭仁京遷都自体も……  
櫻村 と言うことになります。つまり恭仁京は聖武の都。平城京は元明の都なんです。元明が遷都して聖武のために用意した都です。ところが聖武は平城から家出して、自ら作った恭仁に専制君主として帰ってくる。そこで彼がやったことが天武の追体験であり、天智の追体験である。専制君主的な自分の祖先、持統も含めてですけど、三人の専制君主的な性格を全部得て帰ってくる。四十歳の人間がやることじゃないかもしれませんけども、成人儀礼、一人立ちの儀礼と位置付けることができます。

山中 その具体的な証拠は平城京の施設配置に認められます。恭仁京や難波京など遷都を繰り返した五年後に平城京に戻るわけです。その時に、不比等が造った（史料上は元正が造った）平城京を根本的に変えるわけです。中心部にあった壮大な大極殿や朝堂を使わずに、東側に持統が造った藤原宮の大極殿・朝堂と同じ建物を造るんですね。そこを自分の政権の中心にする。これは明らかに不比等や光明子といった藤原氏、最初に作られた平城京に対するアンチテーゼだと思えます。その姿はこれまで持たれている聖武のナヨナヨとしたイメージではなくて、この時点でしっかりした方針を持った天皇になっていった。それを具体的に証明できると思いま

いっているだけ……  
櫻村 とも言い切れない。内舎人っていうのは内廷に仕えるわけです。ですから、具体的な仕事以上に天皇の近くに侍って、雑用をする。その雑用は天皇の雑用なんです。天皇のそばに居て、言わば天皇に人格的に服属している。そういう存在が内舎人。

廣岡 そうだからといって、天皇と政治論議はできないし、政治論議以前に歌論議も出来ない。で、聖武天皇が「いもにこひあまつばらゆみわたせば……」（6・1030）という、ああいう歌を作っておられるけれども、それに関わっての家持の歌はないのです。

### 萬葉歌から見た 行幸文芸

す。

廣岡 この話はどこまでも続きます。次のテーマの「萬葉歌から見た行幸文芸」へ移ります。「萬葉集」巻六に行幸歌群が収められているのですが、その前に天平十一年の資料があり、天平十二年のこの行幸の後はボーンと十五年まで飛ぶ。その空白期間にこの行幸歌群がある。これは家持の歌人としてのスタートの時期にあたる。彼は十五歳位から歌をポツポツと作っている。その初期にあたるわけです。家持二十三歳、内舎人として三年目に聖武行幸に付き従うことができた。家持はこの旅行に有頂天になっていた。当時、旅があまりないんですね。しないというよりも出来ない。家持は思いがけなくも旅をすることになった。しかし、どこに行くのか全くわからなかった。川口で引き返すことになるかも知れない。天皇一行に従いながら、河口行宮で、狭残行宮で、不破で家持は歌を作り、他の人の歌も交えて巻六に記録として収めることができた。そういう意味で貴重な記録が巻六に載っているわけです。

櫻村 面白いのは家持が内舎人であることだろうと思います。家持は正六位上で、平安時代というと六位の藏人なわけですが、二十三歳で正六位上というのは早過ぎることは決してない。越中歌群が成熟した家持の歌であるならば、こちらの歌のグループは家持の青春期の歌であり、伝統的な氏族の子弟としての彼が王権という名の下に旅をする。俗な言い方をすると、家持にとつては官人修行をする際の一番のスタートとしての体験はこれだった。家持にとつてこの行幸は、天皇とは何であるか、貴族とは何であるかということを認識した、原体験のような性格を持っている。

廣岡 官人として、家持の初修行かもしれないんですけど、本当の末席であり、遠く天皇を見上げているわけで、声はかけられないことは当然で、遠くから付いて

は、遠い存在じゃなかったかなと思うのでも、二十三年で正六位上というのは早過ぎることは決してない。越中歌群が成熟した家持の歌であるならば、こちらの歌のグループは家持の青春期の歌であり、伝統的な氏族の子弟としての彼が王権という名の下に旅をする。俗な言い方をすると、家持にとつては官人修行をする際の一番のスタートとしての体験はこれだった。家持にとつてこの行幸は、天皇とは何であるか、貴族とは何であるかということを認識した、原体験のような性格を持っている。

櫻村 それに対して応答することは無いと思いますが、例えば、行幸する時に聖武が何か歌を詠むんですよ。その歌を聞き取り書き取る役目するのは橘諸兄でもなければ智奴王とか塩焼王といった近侍する皇族でもないはずで、むしろその仕事をするのは聖武に近従する内舎人達なのでしょ。

廣岡 ところが、聖武天皇の歌とも一首、この二首の資料は家持が当時手にしてはいないのです。後に増補された……、増補されたということは、別ルートから入手して「あっ、天皇にこんな歌があったんだ」というので補っている歌なんです。そういう意味からも、天皇と

が、二十三歳で正六位上というのは早過ぎることは決してない。越中歌群が成熟した家持の歌であるならば、こちらの歌のグループは家持の青春期の歌であり、伝統的な氏族の子弟としての彼が王権という名の下に旅をする。俗な言い方をすると、家持にとつては官人修行をする際の一番のスタートとしての体験はこれだった。家持にとつてこの行幸は、天皇とは何であるか、貴族とは何であるかということを認識した、原体験のような性格を持っている。

廣岡 官人として、家持の初修行かもしれないんですけど、本当の末席であり、遠く天皇を見上げているわけで、声はかけられないことは当然で、遠くから付いて

は、遠い存在じゃなかったかなと思うのでも、二十三年で正六位上というのは早過ぎることは決してない。越中歌群が成熟した家持の歌であるならば、こちらの歌のグループは家持の青春期の歌であり、伝統的な氏族の子弟としての彼が王権という名の下に旅をする。俗な言い方をすると、家持にとつては官人修行をする際の一番のスタートとしての体験はこれだった。家持にとつてこの行幸は、天皇とは何であるか、貴族とは何であるかということを認識した、原体験のような性格を持っている。

櫻村 近い者ではないんですけども。内舎人は天皇に仕える黒子（黒衣）なんです。公的には身分が低けれども、天皇の手足となって動く黒子ですから、黒子同士のネットワークがあれば「お上はこの間こんな歌を詠んでたぜ」みたいな形での情報は伝わる。

山中 これまで聖武がどこに泊まったか判らなかつたのです。写真②は久留倍遺跡という、四日市市で最近発見された丘の上の遺跡なんです。大きな建物が奈良時代の中ごろにでき、朝明郡に泊ったときの宿泊所の一つではないかと考えています。私は歌の解釈は良くわからないのですが、家持が歌った「みけつくに」（6・1033）の歌が現場を目の前にして歌われたとすると、こういう光景ですね。久留倍遺跡の丘の上に立つと目の前に伊勢湾が広がり、真南に伊勢神宮がある。さらに遠くに志摩半島が見える。そういう光景を天皇と共に見ることによって歌うことが可能だったんではないか。宴の席に家持が一緒にいたかどうかは別なんですけれども。

廣岡 そうですね、この「みけつくに志麻のあまならし」（6・1033）という歌は久留倍遺跡の高台以外ではちょっと考えられないですね。あの位置に立ちますと、ちょっと遠いんですけども、伊勢

は、遠い存在じゃなかったかなと思うのでも、二十三年で正六位上というのは早過ぎることは決してない。越中歌群が成熟した家持の歌であるならば、こちらの歌のグループは家持の青春期の歌であり、伝統的な氏族の子弟としての彼が王権という名の下に旅をする。俗な言い方をすると、家持にとつては官人修行をする際の一番のスタートとしての体験はこれだった。家持にとつてこの行幸は、天皇とは何であるか、貴族とは何であるかということを認識した、原体験のような性格を持っている。

#### 資料関係萬葉歌一覽

- 天皇遊獨高野野之時 小獸泄走 都里之中 於是通慎勇士 生而見獲 即
- 以此歌 獻上御在所 副歌一首（歌名曰日牟射佐姬）
- 大夫之 高圓山 止有者 里尔下来流 牟射佐毘曾此（6・2028）
- 右一首大伴坂上郎女之作之 但未逕奏而小獸死斃 因此歌歌停之
- 十二年庚辰
- 冬十月 依大宰少貳 藤原朝臣廣嗣 謀反發軍 幸于伊勢國之時
- 河口行宮 内舎人大伴宿祢家持 作歌一首
- 河口之 野邊原處而 夜乃歷者 妹之手本師 所念鴨（6・2029）
- 天皇御製歌一首
- 妹尔戀 吾乃松原 見渡者 潮于乃浦尔 多頭鳴渡（6・2030）
- 右一首今案 吾松原在三重郡 相去河口行宮遠矣 若疑御在朝明行宮之時 所製御歌 傳者誤之歟
- 丹比屋主真人歌一首
- 後尔之 人乎思久 四泥能琦 木綿取之泥而 好住跡其念（6・2031）
- 右案 此歌者不有此行之作乎 所以然言 勅大夫從河口行宮還京 勿令 從駕焉 何有詠思泥琦作歌哉
- 狹殘行宮 大伴宿祢家持 作歌二首
- 天皇之 行幸之隨 吾妹子之 手枕不卷 月曾歷去家留（6・2032）
- 御食國 志麻乃海部有之 真熊野之 小松尔乘而 奥部榜所見（6・2033）
- 美濃國多藝行宮 大伴宿祢東人 作歌一首
- 從古 人之言來流 老人之 變若云水曾 名尔負瀧之瀬（6・2034）
- 大伴宿祢家持 作歌一首
- 田跡河之 瀧乎清美香 從古 官住兼 多藝乃野之上尔（6・2035）
- 不破行宮 大伴宿祢家持 作歌一首
- 關無者 還尔谷藻 打行而 妹之手枕 卷手宿益乎（6・2036）
- 十五年癸未
- 秋八月十六日 内舎人大伴宿祢家持 讀久速京 作歌一首
- 今造 久速乃王都者 山河之 清見者 宇倍所知良之（6・2037）
- 高丘河内連歌二首
- 故郷者 遠毛不有 一重山 越我哥良尔 念曾吾世思（6・2038）
- 吾背子與 二人之居者 山高 里尔者月波 不囉十方余思（6・2039）
- 安積親王 莫左少辨藤原八東朝臣家之日 内舎人大伴宿祢家持 作歌一首
- 久堅乃 雨者零敷 念子之 屋戸尔今夜者 明而將去（6・2040）



写真② 国史跡久留倍官衙遺跡から伊勢湾を望む（提供：四日市市教育委員会）

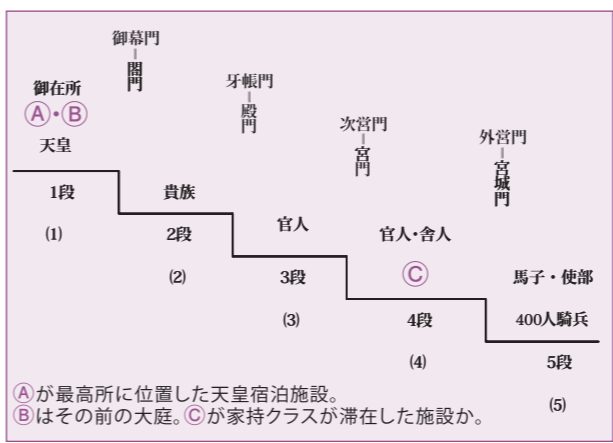
の海が見える。久留倍遺跡で歌自体は成立した。歌の披露は別の宴席の可能性がありますが。

山中 天皇の側に居る時もあると。もちろんその立場上離れているときもある。廣岡 聖武天皇は久留倍遺跡におられたんですか？

山中 断言はできません。他に遺跡が出てくる可能性はあるんです。ただ、天皇が行幸する時には厳しい警護の決まりがあるんです。衛禁律に定められています。外からいきますと五重に囲まれている中心に天皇がいる。垣を越える度に刑罰が重くなつていく。このような嚴重な施設がこれまでのところ見つかっていない。ところが、久留倍遺跡について言えば、これは丘の上にあるわけです。丘はだいたい五段くらいに造成されていて、



段ごとに警備員を配置しておけば、衛禁律に相当する警備体制を敷くことができる(図)。ここ(A)に大きな建物があり、(B)がその前の大庭。Cが家持クラスが滞在した施設か。



図：段を利用した頓宮模式図 (作図：山中 章)

関とか、駅とか、郡衙とかを転々と移動してゐるんじゃないか。そういう意味から、朝明駅を改修して使っているのではないかと思います。

廣岡 聖武天皇はその中枢部(A)に位置するわけですが、家持が立つとすると、どの辺りでしょうか？

山中 それは難しいなあ(笑)。

榎村 二通りの考え方ができるわけです。六位の官人としての家持と内舎人としての家持。二つのポジションがあるんです。先ほどの衛禁律の理屈でいくと、官人グループの末端に位置します。ものすごく天皇から遠いことになります。ところが内舎人という令制前の系統を引く存在ならば、場合によっては天皇の比較的近くにいる。つまり天皇を支えてきた有力氏族の子弟達でつくられた若者組みたいなものとして、例えば聖武がこの大きな建物(A)で夜一人で泊まっていた、夜目が覚めて「おい」とやった時に誰が来るか。と、考えるのであれば、聖武と同じ景観を見ることができたかもしれない。ここ(B)が一番高い所なんです。位の通りいくとすると、四段目位のこの辺(C)に家持はいなきゃいけない。ところが必要とあらば、ここ(B)が上がっていた可能性も充分あるんじゃないか。

山中 廣岡先生にお伺いしたいのですが、家持は新婚さんですよ？結婚しすぐの…。その中でいくつか歌を作った



てるわけですが、新婚なのにここに連れてこられた切なさとか、そういうのは…

廣岡 家持っていうのは、大勢のガールフレンドを持っているのです。

山中 そうですか、羨ましい(笑)。

廣岡 家持に限らず、当時の貴族ってさうだったかもしれないんですけども、家持も十数人のガールフレンドに囲まれている。けれども天平十一年頃を境として一人に絞っていく、それが大伴坂上大嬢。山中先生がおっしゃった新婚というその時期に、妻を都において、彼は旅をしているわけですよ。家持の歌は、妹、我妹、我妹子と歌っている。何故かというのと、当時、宴で妻のことを歌うのが一つの雅

るのです。確かに新婚ですが、それをダイレクトに歌うって言うんじゃないかと、宴での歌われ方として家持は歌っているとおさえることができます。歴史的な旅をしてるんだから、もう少し気のきいた歌でも作ればいいと思うのに、本当に気のきいた歌は「みけつくに しまのあまならし」(6・一〇三三) これだけなんです。他に多度川の歌もありますけど。あとはもう妻のことばかり歌っているわけですよ。

### 聖武行幸の意義

廣岡 そろそろ次のテーマ「聖武行幸の



意義」で、聖武天皇の行幸を最終的に総括したいと思います。

榎村 東国は、政界を再編させるというか、一つ大きなことをやろうとする度に、常に重要なフィールドになったのです。言ってしまうと伊勢湾周辺の勢力が、畿内の中での有力者を決める大きなキャスティングボートを伝統的に担っていた。そこを行幸することによって、一種の長老閥の蜘蛛の巣にからめ取られていた聖武が、王の側からのクーデターのような、俺は自立をするんだ、その証拠に東国を味方につけてきたぞというような事を行ってのけたのが、この東国行幸の大きな意味ではないかと思えます。言わば、

持統、天智、天武の実績を全て自分の物にした聖武が大人になって帰ってきただけではなくて、全く新しい官僚制を持つて恭仁に帰ってきた。だから、専制君主聖武と聖武を支えるシステムを持って帰ってきたことによって、聖武を中心とした政界の再編として、当時の官人貴族層には非常に強く意識されたのではないかと。聖武にとってみれば、いわゆる四十七歳だった働き盛りの彼のもとに、彼の意のままに動き得るような有能な官人集団を作った。

廣岡 面白い指摘なんですけれど、先ほどの聖武の行幸について、イベントとか追体験とかいうのが出てきましたけれども、今、榎村先生は伊賀とか或いは美濃とかという東国の勢力を…

榎村 言わば、足元に押さえた。

廣岡 押さえたということですね？

山中 押さえたというのは何によってわ

かりますか？

た者、つまり地域の有力者になっていた者たちを行幸の中に組み込むことによって、東国の強いサムライが聖武のもとには連なっているという威信が都に送られる。川口から赤坂、不破と大周りになるルートは地元の郡司の子弟がリードしていくのは、まさに国見をすること、地元有力者がそれにひれ伏すことであり、天皇の支配を明確に打ち出すイベントでもある、という言い方ができるのではないのでしょうか？

山中 廣岡先生のお書きになっているのを拝見しますと、奈良時代はじめるのが暗黒時代だったと。それがこの辺りから変わっていくというんですか、萬葉の世界の花が開いていくというのか。丁度そのきっかけになる時期だと言えはいいんでしょうか。歌の世界の。

廣岡 元明・元正両女帝の時代は、私は和歌暗黒の時代と書いていますが、和歌暗黒の時代というのは、それ以前も華やかなんです。

山中 谷間なんですか？

廣岡 谷間なんです。元明・元正両女帝の時代は現在の世相と良く似ていますが、行政改革の時代なんです。両女帝と言っても、官僚がやってるんですけども、行政改革をいっばいやっているんです。と共に文化的な施策が華やかなんです。「古事記」「日本書紀」「風土記」の編纂、奈良遷都を初めとして、貨幣か

であった。だから四十歳の天皇が「妹に恋ひ」(6・一〇三〇)なんて歌っている。そうするのが現代風な言い方をするとか「かっこよかった」。宴の席にマッチしていた。だから歌っているわけですよ、家持も。これは内舎人同士の宴の席がある。そういう席に偉いさんはいない。気楽な者同士の宴の席で「河口の野辺に」(6・一〇二九)の歌から始まって「妹が手枕」(6・一〇三二)。何と女々しいんだらうと言わんじやなくて、そういう風に歌うのが粋だった。後の言葉で「粋」。当時の言葉で「雅」。歌う上での一つの決まりに則りながら家持は歌を作っていた



とがない。それが『萬葉集』に反映している。山中 そうすると聖武の時代になると、また宴が増えてくるということなんですか？

廣岡 そうなのです。都が奈良に落ち着き政治的にも落ち着いてくると、宴が復活し、歌が記録されるんです。

山中 もう一つの画期として、聖武行幸というのには歌の世界では飛躍的な何かあるんですか？

廣岡 いやあ、格別それがきっかけとなつてということはないと思います。

山中 家持のような内舎人レベルの人達が萬葉に残らなかったとしても、この時期には相当歌を詠む、あるいは

ら、文化的に華やかな政治を行っているので、あの時代は宴が極めて少ない。山中 そのせいですか？

廣岡 そうなんです。和歌暗黒は文化的レベルが低いというんじゃないんで、宴が少ないうえに結果的に歌が記録されるこ

詠む機会が増えるというわけですか。廣岡 その通りです。当時「歌人」はいないんです。役人なんです。裏返すと役人は歌の歌えない人もいたけれども、多くは歌を漢詩と同様にたしななんだ。山中 素養がちゃんとあるわけなので

「みけづくに……」(6・10三三)の歌、人麻呂調の感じがするのです。この歌など、志摩の海人、真熊野の小舟など、これを久留倍で詠んでいたとするならば、言わばお上の徳を慕って遙か遠いところから船でやってくるような人達がいる、或いは国が平安であるために、頻繁に通つていく志摩や熊野といった所の船が見えるというような、言わば寿ぎの歌というように理解できるのであれば、かつて人麻呂や赤人がやっていた、天皇と非常に近い人達が身分に関係なく、天皇に近い立場で歌を詠むというようなことを内舎人である家持がする。内舎人というのはそういうものだったというふうな自己負をこの歌から窺えないかなという気がしているわけです。

廣岡 家持は、残された歌から見ますと、山上憶良の歌と共に人麻呂の歌からも随分学んでいるんです。家持が人麻呂を崇めていたことは「山柿の門にいたらず」と言っていることから間違いない。しかもミケツクニと歌いマクマノヲブネと歌うその手法、歌い方の発想は、なるほど人麻呂的なものを家持が志していたという事は、面白いですね。教えてもらいました。ただ、後々そういう詠歌が多くなるのです。すぐ内舎人から離れますしね。

櫻村 山中先生に質問させて頂きます。聖武行幸と考古学との関係では、重園文

ね。廣岡 はい、たしななんだ。家持は歌を十四・五歳から作ってますが、この行幸時は家持が本格的に歌を作り出した時期に位置していて、この行幸と重なっているということが……

山中 行幸に家持が同行したことが家持の歌の世界に影響するってことはないんですか？あくまでも出発点としての位置付けだということですか？

廣岡 出発点、そういう位置付けですね。先ほど言いましたように天平十二年、十四年に歌があつてもいいんです、恭仁京で。恐らく無いことはないでしょうけども、記録としては天平十五年まで飛んでしまうんです。これがきっかけになつて、このように家持が歌い出したと言つては、とても面白いんですけど、そうはなつてないというのか、そうかもしれないが、それは証明できない。

山中 なるほど。考古学の世界では、不破関の調査とか、あるいは最近実施した鈴鹿関の発掘調査とかを見てると、どうも聖武の時にですね、地方の重要な施設、特に交通とか軍事とかそんな関係の施設を整備しているんですね。そんなことも考古学の資料から言えるようになってきた。そうすると、萬葉歌でもですね、何かそういう変化があると非常にもしろいなあと思つたんですけども。それは今のじゃないかと思つたんです。

のじゃないか。聖武の伊勢行幸に対する思いはこの重園文が象徴的に示しているのではないかと思つたんです。

### 《おわりに》 聖武行幸と家持

廣岡 話はつきず、まとまりも付かないのですが、予定時間が参りましたので、この辺りで閉じましょう。聖武天皇の行幸は、聖武の意図以上に現地に大きな影響を残した。と共に、若い二十三歳の家持にとって、歌の始発点に位置する記念としての歌が残されたこととめることができるでしょう。

山中 聖武の東国行幸は伊勢という地を日本史の表舞台に立たせてくれた大事業だったと言つたことを忘れてはなりません。東大寺盧遮那仏を造るのも、国分寺や国分尼寺を造るのも、壘田永世私財法を制定するのも、いずれの事業・政策も、恐らくこの行幸時に既に準備されてるんじゃないかと。我々が知っている日本の歴史の、奈良時代を代表する歴史上の発想が、この伊勢で始まつていると言つても過言ではないと思います。

櫻村 ただ聖武は以前から意図していたんです。

山中 恐らく。それを決断し、実行に移したきっかけがここにあるんじゃないかと思つたんです。

のところ資料がないから難しいということなんです。

廣岡 そうなんです。ただこの聖武行幸が聖武が意図した以上に、現地に種々のものをもたらしているっていうのは、面白いことですね。

山中 そうなんです。伊勢も伊勢神宮がありますけれども、本来、地方にすぎなかったんです。ところが行幸してくれたおかげで、点々と王権に関係するものが残っている。最近では養老の多芸ですね、あそこも聖武が泊まっています。それからしき遺物が出てきてるんですね。

廣岡 場所はどこですか？

山中 養老町の中央、養老駅の北一キロの所ですね。小字名も戸関です。戸関遺跡があり、南門とか東門とかそんな小字名があつたり、遺物に丁度八世紀頃の土器が出てくるんです。

廣岡 山へのとっかかりの所ですか？

山中 そうですね。旧道沿いの推定伊勢街道の通る一角に戸関遺跡があります。それが多芸に泊まった場所であろうと言えるようになってきました。

廣岡 面白いですね。この行幸は歴史学的に意味があるのは勿論ですけど、考古学から見ても色んな遺跡を残してくれていて、それがこの地方の歴史を考える材料になつている、そういう意味があるんじゃないかと思つたんです。

櫻村 廣岡先生に一つ質問を。家持の

廣岡 聖武天皇にとつては、聖武自身が一つのアイデンティティを確立する旅であつたと位置付けることができるでしょう。ありがとうございます。この辺りで鼎談を閉じたいと思います。



付記 この対談は、紙面スペースの関係から縮約して掲載している。この鼎談の「無削除版」を、トリオ編集委員会の許可を得て、廣岡義隆『行幸宴歌論』(二〇一〇年三月刊行予定、和泉書院)に掲載した。併せてご覧いただきたい。(廣岡、記)

# 本居宣長の『古事記』研究

三重大学文学部教授、  
倫理学・日本倫理思想家

## 遠山敦

### 一 『古事記』と「三重」

三重県は、記紀の神話世界と深い繋がりを持つ地である。『古事記』によれば、「三重」の名は、倭建命の神話に基づくものだと言われている。第12代景行天皇の皇子倭建（小碓の命）は、熊曾・出雲征伐の後、さらに東国へと向かう。その途上伊勢神宮に参り、斎宮倭比売から草なぎの剣を受けた建は、遠く常陸国に至る東国を平定し、再び尾張に戻って剣を妻・美夜受比売のもとへおいたまま、さらに伊吹山の神を討ちに向かうが、しかし宝剣を持たない故か、あるいは長期に渡る戦いの疲れからか、建はそこでついに病に倒れてしまう。重い足を引きずり疲れた体を杖に託し

た建は、「三重の村」（現在の四日市市采女町辺り）で「あが足は、三重の勾のごとくして、いと疲れたり」（足が疲れて、ねじり曲げて三つ重ねにした曲り餅のようになった）といい、ついにその先「能煩野」（現在の鈴鹿山脈野登山辺りの山麓）で死を迎える。建はその後白鳥になって大空に飛び去ったとされるが、この「三重の村」での彼の言葉に際し、『古事記』は「かれ（そこで）、そこを号けて三重といふ」と記すのである。もちろんこうした地名の起源譚をそのまま受け取ることはできないにしても、この三重の地が記紀の神話世界と深い繋がりを持つことの一端を、ここに窺うことができるだろう。

さらに、『古事記』と三重との関わり

たちはそこに、なにがしかロマンチックな想像力をかきたてられるのではないだろうか。少なくとも、皇室の由来を説くとされる目的と、そうした神話の端的な（おもしろさ）の間には、越えがたい溝があるように思われる。皇室の正統性を説くために、なぜあのような神話が必要とされたのかは不明なままである。あるいはまた神話学によれば、神代史を構成する個々の神話は、『古事記』固有のものではなく、世界各地に類似の発想が見られるという（例えばイザナキの命の黄泉婦りとギリシアのオルフェウス神話等）。そこでは人間という種に共通の意識や発想という観点から、神話が論じられているのだといえよう。だが、『古事記』神代史の特徴は、それをやや仔細に眺めれば、個々の神話がいかに有機的に位置づけられて一つの全体（物語）を構成しているかという点にある。その点において『古事記』は極めて完成度の高い、固有の世界を形作っている。私たちはそこに、世界や人間に対する、古代人の深い洞察を認めることができるのである。

一方、江戸時代の儒学者たちにとって神代史は、儒教的な道徳を説くものと捉えられていた。六代將軍家宣に任えた新井白石（一六五七〜一七二五）は、「神は人なり」とし、「高天原」を常陸国の特定の場所に比定するなど、神代史を歴史的事実の記述と捉えて合理的に解釈し

たが、彼にとつて神代史は「世の鑑戒を示すもの」に他ならなかった（『古史通』）。そこでは、神代史に散見される一見儒教道徳に反する記述は、誤伝として整合的に解釈されることになる（たとえば神武天皇の父鸕鷀草葺不合の命は、自らの継母を妻とするが、白石によれば妻とした玉依毗売は、継母とは同名の異人であったとされる）。また岡山藩の儒者熊澤蕃山（一六一九〜九二）は、神話はすべて道徳的な「寓言」（たとえ話）であるとされた。彼によれば、たとえば海幸山幸兄弟の争いは、「とかく力は徳に敵する事ならぬもの」という道徳的な「理」を示すものとされるのである（『三輪物語』）。

### 二 本居宣長の神話解釈

では、これらに対して宣長は、どのように神代史を見たのだろうか。宣長は儒者をはじめとする「世の物しり人」の「なまさかしら」を「漢意」（儒教や仏教に汚された心）と呼び、それを激しく批判した。宣長によれば、白石や蕃山は「あやしき事をば、まことそらごととせず、すべて信」ぜず、一見不合理で荒唐無稽にさえ見える神代史の記述に儒教の道徳的原理を持ち込み整合的に解釈することで、それを恣意的に「説き曲げ」るものだという。これに対して宣長は、神代史を神の事跡と捉え、そのことごとくを疑

という点から忘れることのできないのが、松阪出身の国学者本居宣長（一七三〇〜一八〇一）の存在であろう。「もののははれ」論で知られる歌・物語研究から出発した宣長は、その後半生のほとんどを『古事記』注釈の作業に費やし、その成果を『古事記伝』全44巻に結実させた。今日、「記紀」として『日本書紀』と並び称される『古事記』だが、中世まで尊重されたのは専ら『日本書紀』であり、『古事記』はほとんど顧みられることがなかった。そうした伝統に対して、『古事記』に記された言葉（古言）に注目し、そこに古の道（清らかなる正実）を見出そうとした宣長の『古事記』研究は、大きな転換をもたらすものであった。『古事記』は、いわば宣長によって初めて古

うべからざる「実の事」とする。確かにそこに記された事跡は、すべてが神のしわざ・はからいである点で「あやし」さに満ち、「人のみじかき智りもて、しりつくす」ことはできない。しかしそれは、決して無秩序であったり、その時々神のきまぐれによるものでもない。そこには明確な「深きことほり（理）」があるとされるのである（『玉勝間』）。

「人は人事を以て神代を議るを、我は神代を以て人事を知れり」と宣長はいう。人は通常、現在の自己を基準として神代の伝説を推し量ろうとしているが、それは倒錯である、というのである。彼によれば「世中のよろづの道理、人の道」は、神代史、とりわけその「神代の始の趣」にもれることなく具わっている。宣長はそれを「吉善事凶悪事つぎつぎにうつりもてゆく理」であるという。つまり、イザナキ・イザナミ二神による国生み・神生みという「吉善事」から、イザナミの死と黄泉移りという「凶悪事」を経て、イザナミを追い黄泉へと向かったイザナキがこの世へと生還し、禊ぎによってアマテラスをはじめとする三貴子が誕生することにより再び「吉善事」に復帰するという神代史神話の展開こそが、まさにそうした「道理」に他ならないとされる（『古事記伝』）。このように、宣長にとつて世の中の道理や人の道は、神代史の具体的な記述、つま

典として確立されたのである。では宣長は、『古事記』のなかに何をしようとしたのだろうか。

### 二 『古事記』神話のとらえ方

現在一般に『古事記』、ことにその神代史はどのようなものとして読まれているだろうか。今日の古代史研究の原点を形成したといわれる津田左右吉によれば、神代史は皇室の由来を説くために朝廷によって制作された「知識の産物」であるとされる（『文学に現はれたる我が国民思想の研究』）。しかし私たちがごく普通に思い描く神代史神話は、たとえば因幡の白兔やアマテラスの天の岩戸神話といったものであり、私



本居宣長記念館提供

り神話という物語の具体的な展開に即してのみ顕れるものとされるのである。このような宣長の、物語に即した道理の把握について、近年、それを私たち人間のありかたに即したものとす理解が提出されている。私たちは、移ろいゆく時間の中を生きている。その意味で、人の生の真実は時間の中でしか出会えない。従って、そうした真実をあえて意識的に捉えようとすると、それは物語という形をとらざるをえない。つまり宣長にとつて物語は、移りゆく時間の中で生きている人間にとつての真理の形そのものと理解されていた、というのである（菅野覚明『神道の逆襲』講談社現代新書）。こうした理解を踏まえ、また宣長が、移りゆく日々の暮らしの中でさまざまな出来事や物事に触れつつ、喜びや悲しみに揺れ動く心を「もののははれ」と捉えたことを想起するとき、彼の『古事記』研究が初期の歌・物語研究と一体のものであったことが理解されるのである。（とおやま あつし）



# 大伴家持の相聞歌について 「沫撚り」とは何か

武笠俊一  
三重大学人文学部教授、社会学

## はじめに

日本人は、糸や縄は必ず二本のものを撚り合ってきた。注連縄も縫い糸も、例外と言えるものはごく少ない。三本の単糸を寄り合わせて糸やロープを作る西洋文化圏とはまったく異なる文化伝統を日本人は長く維持してきたのである。このような伝統はいつ頃まで遡りうるものだろうか。万葉集の相聞歌を手がかりに考えてみたい。

## 一 大伴家持と紀郎女の相聞歌

大伴家持は万葉集の編者と目されている人であるが、自他ともに認めるプレーボーイだった。口説いた女性の中には彼

あるかも知れませんが」と言う一貫した解釈が可能になるからだ。この場合第二首の「ありて後」も断つた後となる。しかし、紀郎女は家持よりはるかに年上の女性なのだから「しばらく待ってください」と言う返事は、非現実的であろう。

「かくして」を「お会いして」と理解するならば、二人の関係を象徴する糸は二でなければならぬ。紀郎女は「何度も強く撚られた糸のように、このあと幾度も会うことができましょうか。できないならお断りします」と、年下の男の気持ちを見透かした返事をしたのである。

この相聞をきっかけとして、二人が長期間にわたって男女の仲にあったことは良く知られている。つまり、家持は紀郎女の要求を受け入れたのである。ならば一の解釈は成り立たず、「アワヨリは緩く撚ったもの」と言う通説は成り立ちがたいことになる。では、アワヨリとは、どのような糸だったのであろうか。

## 二 「アワヨリ」とは何か

糸の撚り方には、一本の単糸を撚るものと、複数の単糸を撚り合わせたものがある。後者の場合、日本では二本の単糸を、ヨーロッパでは三本を撚り合わせるのが基本であった。日本で長く単糸二本が撚り糸の基本であったのは、撚り合わせた糸は男女関係を暗示するものという

より年上の人もいたらしいが、中でも万葉集巻四の、紀郎女との相聞歌はとりわけ名高い。郎女の方はともかく、貴公子の誉れ高かった大伴家持にとって年上の女性を口説くのは遊び半分という気持ちになかった訳ではなからうから、和歌のやりとりにも諧謔の気味が漂っている。二人の間で歌のやりとりがあったのは、藤原広嗣の乱があつて聖武天皇が東国に行幸した七四〇年前後と思われる。大伴家持は二二、三歳、紀郎女は彼より一〇歳ほど年上だったと言われている。紀郎女は安貴王の妻だったがこの時は離別して独り身だったという。家持がどのような歌で口説いたかは分からないが、紀郎女は歌二首を贈って彼の誘いをことわった。

伝統的意識が強固に存在していたからであらう。一本の糸には必ず二つの端がある。日本人はこれを「緒」と呼んだ。もし、一本の糸を強く撚り二つの緒を近づけると、この糸は真ん中から撚り合わさって一本の糸となる。右撚りの糸なら自然に左に撚りがかかり、左撚りなら右の撚りがかかる。「緒」を男女の比喩と考えると、ふたつの「緒」が近づくと、糸は男女の心のごとく体のごとく撚り合わされるのである。

ふたつに合わされた糸は、元の糸とは逆方向に撚り合う。これを「撚りが戻る」と言い、男女関係の復元を意味するのは周知のことである。

ここで重要なのは、このプロセスは幾度でもくり返しが可能だということである。撚り合わされてきた一本の糸は、再び両端を合わせれば、長さは半分だがより太い糸となる。日本の糸は、男女の仲と同じく互いに絡み合うというプロセスを繰り返すことによって太く強くなつてゆくのである。

撚りを戻して作った糸は、一見すると編んだものように際だったコブが連鎖している糸となる。その外見は、雑穀のひとつである粟の穂の形とそっくりである。だからこうした糸の撚り方を、古代の人々は「アワヨリ」と呼んだのである(写真1)。

神さぶと否にはあらずはたやはたかくして後にさぶしけむかも(巻四1762) 玉の緒を沫緒に撚りて結べらばありて後にも逢はざらめやも(巻四1763) 第一首は、「悟りきって嫌だと言っている訳ではありません。もしかして……した後で寂しくなるのでは」と言うものだから、「あなた次第」つまり「年上の女を本気で口説いているのですか」ということになる。古来解釈が分かれるのは、……で示した「かくして」の部分で、「断つた後で」と「お会いした後で」の、まったく異なる二説が対立している。前者を支持する研究者の方が多いようだが、どちらを取るかで第二首の理解もまったく異なってしまう。

第二首の解釈が難しいのは、「沫緒にアワヨリが沫い撚りではなく、糸の二つの緒を何度も結びつけて作られたものだ」としたら、大伴家持と紀郎女の相聞もより正確に解釈できる。郎女は、「(男女は一度深い仲になったならアワヨリのように強い結びつきになる。一度だけ会って、すぐに年上だからと捨てられたくない、だからお断りするのですよ)」と、家持の誘いに巧みな比喩で応じたのである。

## 四 「縄文の糸」として

一本の糸を繰り返して撚って作る「アワヨリ」が万葉集の時代にどのような実用性があったかは、分からない。しかし、縄文時代には、この撚り方の糸は土器の表面に「縄文」を付けるために用いられていた。

この土器表面に模様を刻印するための道具は、考古学者によって「縄文原体」と呼ばれている。縄文原体は簡単に作ることができ、それを粘土板の上で転がすと縄文土器と同じ模様が刻印される(写真2)。縄文原体の発見によって、縄文土器の研究は飛躍的に進歩した。縄文原体にはさまざまな種類があり、その分析によって縄文土器の編年的変化や技術的発展系列、地域差などが解明できるといえる。そして、この縄文原体のもっとも基本的な撚り方が、万葉集で「アワヨリ」と歌われたものである。

撚る(撚ったものがアワヨリ)という語句の理解が難しいからである。そのために、紀郎女の家持の誘いを断る論理が極めて分かりづらいものになっている。アワヨリについての万葉学者の意見は、対照的な二説に分かれる(これを「淡路結び」と理解する意見もあるが、糸の撚り方とは無関係なので、ここでは採らない)。

一、緩く撚ったもの(アワイ、アワという語感から)

二、固く撚ったもの(男女の仲をテーマとした歌だから)

もし、第一首の「かくして」を「お断りして」と解釈するならば、アワヨリの意味は一となる。「一度断つても淡い関係を維持していたら、将来お会いすることが

万葉の時代に男女の堅い絆を暗示するものと考えられていたアワヨリは、縄文時代には土器の表面に模様を刻印するもつとも基本的な道具として用いられていた。この事実は、日本人の糸に対する基本的な観念がすでに縄文時代に形成されていたことを示すものだとと言える。

(むかさ しゅんいち)



【写真1】アワヨリと粟の穂



【写真2】縄文原体と縄文

# 伊勢神宮と 神仏習合思想

京都大学文学部教授  
元三重大学文学部教授 日本中世史

## 勝山 清次

### 橘諸兄参宮説話

古代・中世、伊勢神宮は仏教を退けていたとみなされている。しかし実際には神仏習合思想の形をとって、仏教はその中枢まで浸透していた。ここでは天平一四年（七四二）一月に、右大臣の橘諸兄が聖武天皇の命をうけ、御願寺建立を祈願するために伊勢神宮に参宮したという伝承（「橘諸兄参宮説話」と呼ぶ）をとりあげ、神仏習合思想の伊勢神宮への伝播を考えてみたい。

この伝承は、平安時代後期に編纂された伊勢神宮の年代記『太神宮諸雜事記』の天平一四年条に載せられている。その記事を引用しよう。

天平十四年壬午、十一月三日、右大臣

之助氏が「本地垂迹説の起源について」（『日本仏教史研究』一卷）という論文で、この記事に検討を加え、これは史実を背景にしたものではなく、後世の虚構にすぎないとした。そしてそれ以降、これが通説となっていたが、戦後改めて、田中卓史などが諸兄の伊勢参宮や天照大神の示現について、一定の史実性を認めるべきだと主張し、これに賛同する研究者も現れたため、状況は混沌とした様相を呈するに至った。

こうしたなかで最近、日本思想史、とくに神祇思想を専攻する伊藤聡氏がこの記事の思想的な内容に全面的な検討を加えている（『天照大神』大日如来習合説をめぐって（上）、『茨城大学文学部紀要』三九号）。注目される論点は次の三つである。まず第一。この記事には本地垂迹説がみられるが、こうした考えが明確に成立するのは一〇世紀以降、とくに本地仏が個々の神に配当されるようになるのは一一世紀からである。しかしこの記事によると、奈良時代にすでに垂迹説が成立していたことになり、時期としては早すぎる。

第二。この記事には「玉女」が示現し、「日輪」、すなわちアマテラスは大日如来であると告げたことにもみられるように、天照大神と大日如来は同体であるという観念がみられる。こうした観念の確かな文献での初見は、小野流の成尊が康

橘諸兄御伊勢太神宮に参入す。その故は、天皇御願寺建立せらるべきの由、宣旨によつて祈り申さるるところなり。しかるに勅使帰参の後、同十一月十一日の夜中をもって、示現せしめ給ふ。天皇の御前に玉女ましまし、即ち金色の光を放ちて宣まはく、本朝わ神国なり。神明を欽仰したてまつり給ふべきなり。しこうして日輪は大日如来なり。本地は毗盧舍那仏なり。衆生はこれを悟りてまさに仏法に帰依すべきと。御夢覚むるの後、御道心いよいよおこり給ひて、件の御願寺のことを始め企て給へり。（『神道大系』神宮編一、原漢文）

内容は、諸兄が帰参したあと、天皇の夢枕に天照大神とみなされる「玉女」が現れ、神国ゆえに神明を仰ぐべきこと

平三年（一〇六〇）に東宮の尊仁親王（のちの後三条天皇）に選進した『真言付法纂要抄』で、ここでは空海（遍照金剛）、日本（大日本国）、天照大神（天照尊）が、その名辞のもつ類縁性を媒介として関係づけられている。つまりこの段階では天照大神等が大日如来の化身であることが含意されているだけで、同体説はあくまでも萌芽にとどまっている。この点を踏まえると、参宮記事の同体説はそのままでは位置づけが困難である。

そして第三。この記事では、東大寺大仏（毗盧舍那仏）大日如来であるという観念が前提になっている。確かに東大寺には平安時代を通じて真言密教が浸透し、鎌倉期には大仏大日如来観がみられる。しかし最近の研究によると、こうした観念は奈良時代まで遡ることはなく、信頼できる文献では一二世紀初頭が最初であるという（『平安遺文』一四七八号）。したがって、東大寺大仏と大日如来の同体説も一二世紀初め頃までしか遡らないことになる。

以上の諸点を踏まえて伊藤氏は、この「橘諸兄参宮説話」はその内容からして、到底奈良時代の天平年間のものとはみなしがたく、その成立は一一世紀後半頃とみるべきであろうとされる。あげられている根拠はいずれも説得力に富んでおり、妥当な推論というべきであろう。

を説くとともに、「日輪（天照大神をさす）は大日如来であり、その本地は毗盧舍那仏である」という理を悟り、仏法に帰依すべきことを告げたというものである。ここには神である天照大神が仏教への帰依を勧めるなど、明らかに神仏習合思想の影響が認められる。同様の記事は、一二世紀前半に編まれた東大寺の寺誌である『東大寺要録』にも「大神宮禰宜延平日記」を引用する形で収録されているので、この説話は伊勢神宮に限らず、広く知られていたと考えられる。

### 一 説話の真偽

まず明らかにしなければならないのは、この参宮の記事が天平一四年のものは

### 二 国主神としての天照大神

すでに述べたように、この説話には天照大神と大日如来は同体であるという習合説がみられるが、この観念は真言密教界で成立したものであり、伊勢神宮にとっては外からもたらされた思想であった。では、この習合説はいつ頃、伊勢にもたらされたのであろうか。太神宮諸雜事記が現在の形をとるようになった時期に諸説がある以上、その手懸かりとなるのは『東大寺要録』に引く「大神宮禰宜延平日記」である。これまでの研究によれば、この日記は、内宮禰宜の荒木田延平が作成に関わった太神宮諸雜事記の異本であるとされる。延平は康和元年（一〇九九）まで二禰宜の地位にあった人物であり、死去したのは長治元年（一一〇四）二月である。とすると、「延平日記」に載せられている以上、「橘諸兄参宮説話」、ひいてはその思想的な内容である天照大神と大日如来の習合説も一一世紀末から一二世紀初めまでに伊勢神宮に伝えられていたとしなければならぬ。この習合説には天照大神は日本の本主、国主であるという観念がともなうので、この天照大神の国主神観も同時にもたらされたとみられる。ちなみにこの観念は、日本が大日如来の本国であるという考えを前提に、天照大神は大日如来

とみなしうるかである。この前後の天皇の動向を追うと、天平一二年一〇月、天皇は前月におこった藤原広嗣の乱を避けるため、伊勢・美濃など東国に行幸する。ついで二月には、山城の恭仁京に移り、この後ここを都にし、勅使を遣わしたとされる天平一四年一月にも滞在している。しかし『続日本紀』をみる限り、この月諸兄を伊勢に派遣したような記事はない。ただ二年前の天平一二年一月三日には、伊勢国一志郡河口頓宮から大井王らを遣わして、伊勢に奉幣したという記事がみえる。つまり諸兄の参宮記事は正史では確認できないわけである。そこでこの記事の信憑性を疑う見解も出されることになる。

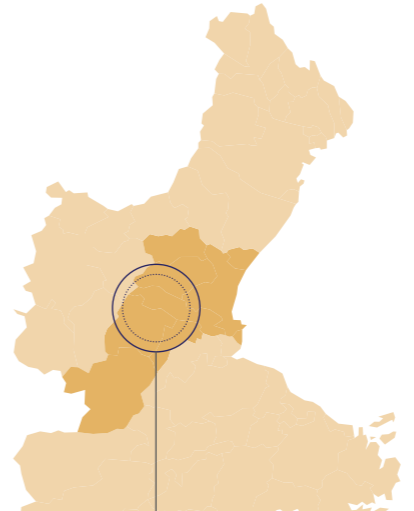
すでに明治四〇年に、仏教史家の辻善

と同体であるので、その本国である「大日本国」の本主であるとするものである。その当時すでに伊勢神宮には、「天下四方の人民は、みな皇太神宮の御宝なり」（『太神宮諸雜事記』長暦三年七月条）とみなす考えが存在していた。これは、天照大神は天下に君臨し、人民を加護する神であるとみなすもので、国主神という捉え方に通ずる観念である。こうした伊勢独自の観念と新しく入ってきた真言系の国主神観とが結びつくことによって、伊勢神宮において、天照大神を日本国の国主神とみる観念が定着したと考えられる。それを示すが、神宮に神領を寄進した東国武士の「これ大日本国は、惣じて皇太神宮・豊受宮御領の故なり。葦原中国すなはちこれなり。この国は惣じて根本当宮御領なり」という発言である（『平安遺文』三二二二号）。一二世紀中葉、伊勢の神官たちが東国でこうした観念を広めつつ、神領の獲得に邁進していたことをみるならば、伊勢における定着の時期は一二世紀の前半にまで遡るであろう。そしてそれ以降、この観念は布教や神領の獲得において、大いに威力を発揮したのである。

（かつやませいじ）

# 三重の文化と社会

# 津市・三重県の研究



## はじめに

三重大学大学院人文社会科学研究科の授業科目「三重の文化と社会」がスタートして、今年度で9年目になる。本科目は、三重の文学・歴史・思想・社会・地理・環境、地方制度・地方自治・地域産業と経済などを総合的に考究し、三重県地域の文化と社会の特色を明らかにすることを目的として、毎年、県下の市町村から一つを対象地域に選んで実施しているものである。本科目の特色は、大学院生が自らその地域に関する研究課題を設定し、フィールドワークを行うことで、実践的に調査・研究能力を養うことができる点にある。また、2年前からは、こうしたフィールドワーク型の研究に加えて、県内全域を対象として主に文献・資料をもとに調査・研究を行う文献型の研究も展開している。三重大学では、学生の主体的な問題発見・解決能力を育むPBL教育を推進しているが、本科目はPBLを導入した特色ある大学院教育として開設されている。同時に、大学院生が調査を通じて地域の人々と交流し、また現地発表会を行うことで研究成果を地域に還元するなど、大学の地域連携、地域貢献の一助となることを意図していることも、本科目の特色の一つである。

昨年度までの香良洲町、紀伊長島町、亀山市・関町、志摩市阿児町、伊賀市、鈴鹿市、松阪市、四日市市に続き、本年度は津市を調査対象地域とした。

昨年度までと同様、今年度も月1回程度の研究発表を基本としつつ、6月には予備調査としてジェネラルサーベイを実施し、受講生各自の研究テーマや研究方法を明確にした。9月には現地合宿を実施し、受講生が各自の研究の進捗状況を報告するとともに、大学院生・教員間の交流を図った。その後も、大学院生が、独自に現地での聞き取り調査や資料収集を重ね、指導教員の指導のもと、研究発表や討論を経てまとめあげた成果が、以下に掲載する研究報告である。

なお、現地でのジェネラルサーベイや調査実施にあたっては、津市役所の各課の方々、関係諸団体や市民の皆様にも多大なるご協力をいただいた。とりわけ津市商工観光部産業政策振興課の和田忍様には、ジェネラルサーベイでの各課へのコーディネートをはじめ、本科目の円滑な遂行のために多大なるご助力を賜った。本科目は、地元の方々のご協力なしには成り立たないものであり、この場を借りて厚く御礼申し上げたい。

### 科目担当教員

テイエリー・グットマン  
(人文学部准教授)

とよふく ゆうじ

豊福裕二 (人文学部准教授)

## 津市・三重県の研究 / 成果報告会

2010年1月31日(日)の午後12時半より、津市図書館視聴覚室において、「津市・三重県の研究・成果報告会」が開かれ、学部生4名、大学院生11名が、10ヶ月にわたる各自の研究発表を行いました。当日は、雨模様にもかかわらず地元の方を中心として10名の参加がありました(発表者、関係者を除く)。学部生、大学院生の発表に、地元の方々も興味深く耳を傾けてくださいました。調査に協力して下さった市の職員の方が、当日津市長・市議会議員選挙で忙しい中、温かい励ましの言葉をかけてくださいました。地域に学び、地域と交流することの重要性をあらためて実感した有意義な報告会になりました。なお当日、報告書「津市・三重県の研究」(A4判)が参加者に配布されました。

# 津市の合併と財政

青山弘忠

## I 津市の財政状況

「平成の大合併」が2009年度で終了することとなり、1999年3月31日に3232あった市町村は、2009年1月1日現在で1781と10年間でほぼ半減した。

津地域においても2006年1月1日に2市、6町、2村が合併し新津市が誕生したが、合併前に策定された財政計画と合併後4年間の実績を比較すると興味深い事実が浮かび上がってくる。まず、歳入の地方債が著しく計画を下回っており、2007年度においては、当初計画の11%しか発行されていない。それに連動して歳出の普通建設事業費が大幅に削減されており、義務的経費に押されて投資的経費が極めて少なくなっている。

又、歳入から歳出を差し引いた実質単年度収支は2年連続で赤字になっており、基金を取り崩さなければ単年度の収入で支出を賄えない状況にある。今後赤字が続けば財政運営が成り立たなくなる可能性があり、津市の財政は極めて危険な状況にあると言える。さて、国は合併を進めるため様々な

誘導策を用意したが、中でも1994年に制度化された合併特例債は最大のものであった。津市は合併前に767億円(その後525億円に下方修正)の合併特例債を発行する計画を立て、一市町村あたり2事業の合計20事業を行なっていくという取り決めを行なったが、厳しい財政状況の中で合併特例債は合併後4年間で23.7億円しか発行されていない。

厳しい財政状況の中での判断であるとは思いますが、節約だけでは新市の将来展望は開けないので、今後は何が必要で何が不要なのかをしっかりと見極め、必要な事業へは惜しみなく投資するメリハリのきいた市政運営が求められる。

## II 合併前の駆け込み事業

下記図表が示すように、合併が決まる前の2002年度に10市町村合わせて312億円あった基金残高は、合併が行なわれた2006年度には171億円にまで減少している。

一体何が原因なのだろうか? 安濃町、芸濃町、美里村における庁舎の建て替えとそれに併設された公民館や保健セン

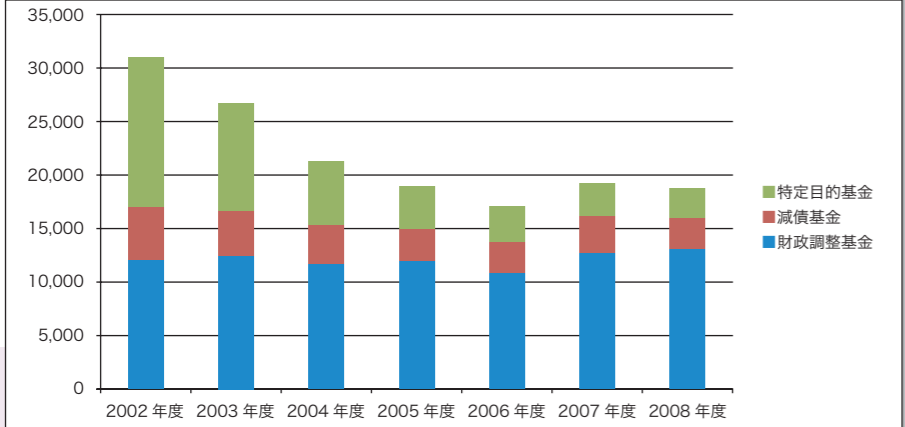
## III 今後の津市が目指すべき姿と中核市

30万都市にコミュニティセンターが41あり、図書館が11あり、斎場が9つあるのは、いずれも旧市町村の枠組みを前提としており、今後は全体を見渡した総合的見地からの再配置が必要となってくる。合併後4年経った今日でも抜けな旧市町村意識を払拭し、新津市としての一体感を醸成するためにも「中核市」を目指すことを提案したい。

「中核市」とは政令指定都市に準じた権限を持つ都市として位置づける制度で、現在全国で41市が指定を受けている。「中核市」になるには、人口が30万人以上必要であり、津市の場合あと8000人ほど人口が増えれば要件を満たすことになる。

「中核市」になると以下の権限が移譲される。①保健所を独自に設置することができる ②福祉行政について県の関与がなくなり、直接所管官庁である厚生労働省とやり取りができる ③包括監査制度の導入により、財務の透明性が図られる。これによって県の関与が小さくなり、自立した分権都市に生まれ変わることもできる。

基金残高の推移 (単位: 百万円) 出所 津市財政課資料



津市の総合計画では「中核市」に触れていないが、ぜひ人口が増える魅力的な津市を目指していく中で今後ぜひとも検討いただくことを希望する。(あおやまひろた) 人文社会科学専攻 行政学

参考文献

今井照(2008)『平成大合併の政治学』

公人社

初村大之(2003)『合併財政シミュレーションの読み方づくりかた』自治体研究社

町田俊彦(2006)『平成大合併の財政学』

公人社

津市(2008)『津市総合計画』

# 地方税の原則の検討と個人住民税フラット化への評価

杜強

地方税には租税負担配分の方法としての応益説と応能説がある。応益説は公共サービスから受けた利益に見合っただけ課税されるべきと主張する。これに對立する応能説は租税の支払能力の大きい人に多額の税負担を課すべきと主張する。それは累進課税制度を通じた所得再分配を意味している。応能原則については、所得再分配政策は中央政府の役割であり、地方税には適切ではないと批判される。また、地方において公共サービスからの受益は、国の提供する公共サービスからの受益より認識しやすいため、負担配分の方法として応益説を重要視する考えが一般的である。

こうして、国税は応能原則、地方税は応益原則とよく言われるが、地方税につ

いては応能説・応益説のいずれか一方に決めつけることは難しい。サービス(公共財)からの便益に応じて税負担を求める利益説は問題点を抱えている。公園・図書館など消費量が人によって異なる公共サービスの財源を税の代わりに料金・手数料で賄うのは、応益性に適った負担を求めることである。しかし、国防などの公共サービス(純粹公共財)からの利益は主観的なものであり、そうした主観的な利益(人々の公共財に対する限界評価)を政府は知ることができない。とはできない。また、地方の警察・消防などの公共財も、利益が誰にどの程度帰着したかを正確に知ることができない。かぎり、厳密な利益説の適用は不可能

最後に、フラット化の意義について少し述べよう。例えば、住民税フラット化によって、地方税の性質は以前より応益的な色彩を強めることになったという見解もあるが、前に指摘したように、住民税は負担能力に応じて広く負担を求めなければならない。実際、課税最低限が設けられている以上、住民税はフラット化しても、依然として累進的要素をもつ応能課税である。

また、地方税には、地方公共団体の住民は行政サービスに伴う費用を負担し、共同体の一員としても責任を果たすべきという負担分任原則が求められ、その面からフラット化は妥当な方向と考えられるという意見もある。この意見では、負担分任原則は公共サービスの費用を共同で分け合うと解釈できる。そうすると、住民税には均等割があり、住民税

## 津市における保育園の実状

— 少子化対策の中でなぜ保育園の統廃合なのか —

南泰代

### I はじめに

少子化が問題とされて久しい。解決方

法の一つは、多くの人々にとって子どもを育てやすい環境の整備である。今回は保育園問題を取り上げて、津市における

である。しかし警察・消防等、地方が提供するサービスが充実すると、生活環境が改善され、土地・家屋の価値が高まることも事実である。こうして、受益を直接に把握できないとしても、土地・家屋の価値に財産税(日本の固定資産税)を課すことで、利益説に適った課税をすることができると考えられる。また、負担分任の原則を利益説のなかで説明し、利益説による税負担配分の一つととらえる見方もある。とはいえ、負担分任の原則に適う人頭税については、公平でないという批判もあり、こうした批判的見解では、地方税の基本はあくまでも応能説であり、応益性はそれに加味されるにすぎないと考えられる。

個人住民税フラット化というのは、もともと、住民税の所得割が所得に応じて累進的に3段階(5%、10%、13%)で設定されていた。それが、「三位一体改革」を通して、所得に関係なく一律に10%で比例税率化されたことである。このフラット化は地方税改革の視点からいかに評価したらよいのだろうか。津市の平成19年度の決算では、歳入のうち市町村税個人分は、前年度に対しての増減率は20.9%であり、税収の増大となっている。景気動向の要因も考えられるが、フラット化による個人住民税の増が明らかに見られる。減収の主なもの、地方譲与税が税源移譲に伴う所得譲与税の廃止などにより34億円から14億円に20億円(60%)の大幅減、地方特例交付金が定率減税の

保育環境を検討する。

## II 津市における保育園の実状

### 1 待機児童数と過剰入所

三重県の2008年の待機児童は43人だが、津市は2001年から0人となつている。この数値からは、待機児童問題が解消されているような印象を受けるが、実際には二つの問題が生じている。その第一が、津市内に待機児童がいても、合併した過疎地域の保育所に空き数がある場合は相殺されていることである。しかしながらこれは、数字上の処理にすぎず、実際に保育園の利用を求め人への配慮を欠いている。

そして第二の問題が過剰入所である。2002年からの規制緩和で保育所定員が弾力化され、現在では、4月は115%迄に制限しなければならぬが、10月以降は125%超でも構わない。また2009年秋に、地方分権改革推進委員会や厚生労働省が、待機児童の多い都市部に限り自治体ごとに基準を緩和できると決定した。これを受けて、津市の保育園の2009年の過剰入所園数は、公立では26園中12園、私立は28園中25園となつた。松阪市・四日市市に比べて突出している。過剰入所であつても、利用を希望する者の要望にこたへるためには仕方ないことだといえるかもしれない。しかしながら過剰入所は、入所者に対する注意が不十分となり、死亡

補てん措置分の段階的縮小により11億円から3億円に8億円(75%)減となった。結局、津市の平成19年度歳入総額は、前年度と比較したところ、30億円の減少となり、財政状況はより厳しくなつたといえるだろう。

津市の財政状況を調査等に通じて、フラット化をはじめ、「三位一体改革」の効果について以下のようにまとめることができる。まず、地方の歳入面では、フラット化による税源の増大が見られるが、地方が支払った犠牲も大きい。地方にとってある程度の自主財源を得たが、地方交付税・補助金の削減が実施されたことで、歳入が以前より厳しくなつた。言い換えると、現状においては、地方の歳入に関しては、国の関与が依然として大きいと言えよう。歳入面に関する地方への国の関与を縮小するには、財政の分権の改革が必要であることはいふまでもない。これまでの中央集権的システムは、決して現代国家にふさわしくはない。しかし、財政の分権への道を通るにはさまざまな難関を乗り越えないといけない。たとえば、地方に税率操作権の制限を緩和したとしても、現状では個人への超過課税は困難であろう。また、仮に地方債の許可制度を見直したとしても、地方は容易に地方債を発行できるとはいえない。財政再建の立場から、国の財政再建が優先され、地方の歳入は大幅に削減されたとの不満が地方にある。現状では少なくとも地方において、財政再建はいまだに遠い目標だといえよう。

事故を含む事故の発生を増加させてしまふ。2002〜2006年度の全国の保育施設での死亡事故は、認可園20件、認可外保育施設33件である。認可園が増えたとも言われる。児童の安全という観点から、保育園の定員緩和は問題があると言わざるを得ない。

### 2 保育園の統廃合問題

津市では、この他にも保育園の統廃合という問題を抱えている。それは、保育園が統廃合されることで利用者の負担が増し、利用を断念する事態も生じているからである。以下では、美杉地区と白山地区の状況を確認した上で、白山地区における保育園の統廃合に関する決定を取り上げる。

#### a 美杉地区における保育園の統廃合

美杉地区では、4園中2園を2009年に廃園し、児童は2園から遠く離れた八知保育園に移された。八地保育園には送迎バスがあるが、3歳未満は保護者の送迎であるため、遠くまで送迎する保護者の負担が増大した。太郎生保育園では、送迎は全員母親が行っており、所要時間は10〜20分である。定員充足率26.7%だが、他の園とは遠いため、統廃合の予定はない。

#### b 白山地区における保育園の統廃合

白山地区では、幼保一体型の白山幼稚園・白山保育園の総合センターに、保育園4園、幼稚園5園を統廃合した結果、



※津市健康福祉部子ども課資料を基に作成

### Ⅲ 保育園の統廃合に関する政策決定について

2009年現在、総児童数314人というマンモス状況にある。  
3歳以上に通園バスが用意されているが、バスは地域を45分で回ることから、児童の負担は増大した。他方、3歳未満は保護者が送迎しなければならず、その負担から子どもを預けて働くことを断念した事例がある。このように、送迎の面で利用者の負担を増加させ、他方においてマンモス化によって、保育の質が問題になりうる。それではなぜ、白山地区では統廃合が行われたのだろうか。

白山町では、1996年前後から、送迎バスを利用することで、1園で「効果的な保育」を行うおうと、統廃合を検討していた。1998年の議会において、マンモス化と送迎問題が指摘されたが、教育長は、少子化の傾向、文部厚生の両省の幼保一元化方針、そして老朽化対策として統廃合が必要であると答弁した。また、当時は、町はずれの国立静澄病院の跡地を建設予定地とした。2000

年の議会では、幼稚部と保育部の別立ての理由などについて質問があったが、町長は、保育園は児童福祉法、幼稚園は学校教育法に基づき一本化できず、統合ではなく併設にとどまると述べた。さらに、町が行った3千人アンケートの結果では統合反対が多いことも指摘されたが、町長は、社会情勢の変化で延長保育・一時保育が必要になったため、その職員を得るためには統廃合による効果的配置が必要と主張した。その後、2002年3月、町の中央のJA養鶏場跡地が選ばれ、9億円（財源は国・

#### Ⅳ おわりに

津市内の保育園における過剰入所問題と保育園の統廃合問題を検討した結果、児童や保護者という当事者への配慮不足とが明らかになった。少子化が進む中、子を産み、子を育てようとする人々への適切な支援が必要である。限られた予算の中で、どのような支援が行われると多くの人々にとって子どもを育てやすい環境が実現するのか、今後の研究課題としたい。

(みなみ やすよ)  
人文社会科学研究所 政治学

- 参考文献
- ・ 桜井慶二「保育制度改革の諸問題」新説書社、2006年
  - ・ 清家篤・岩村正彦「子育て支援の論点」社会経済生産性本部、2002年
  - ・ 労働政策研究・研修機構「労働政策研究報告書」N0.96(子育て後の女性の再就職) 2008年
  - ・ 国立社会保障・人間問題研究所「少子社会の子育て支援」東京大学出版社、2002年
  - ・ 全国保育園体連絡会「保育白書」2008年版、ちいさいなまこ

## 津市の人権施策について

### 子どもの人権に関する課題

高木 真清

#### Ⅰ はじめに

今日、広く人権啓発は為されているが、「いじめ」「虐待」等のような人権侵害が後を絶たない。これらの人権侵害に対してどのように対応するべきか。

そこで、注目したいのが国民に最も身近な地方公共団体による施策である。国・地方公共団体、国民の責務を明らかにし、施策の総合的推進を図る「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が2000年に定められ、同法施行後、三重県及び津市は「人権が尊重される三重をつくる条例」・「人権が尊重される津市をつくる条例」を制定し、現在「津市人権施策(以下「人権施策」)の策定に取り組んでいる。以下では「人権施策」を取り上げて、その内容と課題を検討する。

#### Ⅱ 人権施策の概要

「人権施策」は、①差別を生じさせない平等で公正な社会の実現、②さまざま

まな文化や一人ひとりのものの見方、考え方が尊重される社会の実現の2点を基本理念とし、①人権啓発の推進、②人権教育の推進、③相談・支援体制の充実、④ユニバーサルデザインのまちづくりの推進、⑤市民活動の組織などとの連携の推進の5点を総合的方針としており、啓発・教育の推進という点では充実している。

また、「人権施策」の対象は、①同和問題、②子ども、③女性、④障がい者、⑤高齢者、⑥外国人、⑦その他と多岐に亘る。以下では、基本理念を実現する上で、特に子どもの人権を尊重することが重要であると考え、ことから、子どもの人権を中心として検討を行う。

#### Ⅲ 人権施策における子どもの人権

2009年11月現在、子ども関連の事業課は、医療助成課、教育研究支援課、子ども家庭課、子ども総合支援室、生涯学習課、人権教育課、中央保健センター、

各保健センターであるが、「人権施策」については人権課が直接統括を行っている。実地調査では、事務事業は「人権施策の基本理念及び基本方針を実現してゆく為に、従来行われているものから人権の観点では何ができるのかということ」を各部署に依頼して挙げてもらったものを整理・分類したものである。併により市域が拡大したことなどから、人権課においても、未だ十分な対策を検討する時期には至っていない



ことが判明した。しかしながら、職員意識向上を始めとして様々な啓発活動を担う人権課は、今後「司令塔」として活躍することが期待される。また、「行政だけではなく地域住民がより積極的に取り組んでくれれば」という言葉が得られた様に、行政に一任するので

はなく、地域住民が積極的に人権問題に取り組むことも必要である。2007年に設置された子ども総合支援室である。現体制は、①子育て支援、②児童虐待の防止、③家庭児童相談事業、④発達支援等、子どもの問題を多

岐に亘って専門的に扱い、現在は子ども目線に立った「子どもの権利条例」の制定を計画し、同時に2005年施行の「次世代育成支援対策推進法」に基づき「津市次世代育成支援行動計画」の策定を検討している。更に2006年度より、「子ども」についてより理解を深め、様々な問題に対応すべく他の部局（子ども家庭課・保育、子育て支援、保健センター・教育委員会、幼稚園担当・教育研究所、特別支援教育担当、障がい担当等）との情報共有・連携を図り「子ども総合支援会議」を立ち上げ、月1回定例で会合を続け、県の機関である児童相談所や警察、NPOとの連携体制も整え、人権課とは違った形で「子どもを護る」体制を形成している。子ども総合支援室は、近年では「児童虐待」および発達支援にも関わり、NPOと連携してサポートしており、今後は津市独自のモデル化を進め、虐待等における事後対応だけではなく、問題を未然に防止することが可能な社会の実現を目指して他市等との勉強会の実施や、児童相談所向けの研修へも参加している。

同支援室が現在直面している課題は、外国人の児童の問題と人材の不足である。現在、保育士4名を含む14名で構成されているが、保育士の2名は再雇用、家庭児童相談員の3名の雇用形態は臨時職員である。

の、後見開始等の件数は237件（津支部は72件）、保佐開始等の件数は87件（津支部は23件）、補助開始等の件数は43件（津支部は21件）、また任意後見契約に関する法律関係は7件（津支部は3件）となっている。市区町村長申立件数については津家庭裁判所管内では12件となっている（全国比0.8%）。

これらの申立件数は、全国でも津支部においても、平成12年以降、いずれも増加傾向にあるが、津支部のとりわけ市区町村申立件数は比較的少ないといえる。

## Ⅲ 津市における成年後見事業

さて、「成年後見の社会化」がどれほど進んでいるかをみていくには、成年後見制度への支援体制の整備等、行政がどの程度行っているのかをみていくことが重要である。この点につき市にヒアリング調査を行った。

### 1 津市の取り組み

① 成年後見等に関わる市の事業計画と成年後見制度利用支援事業

平成21年3月津市が策定した「第5次高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画」においては、高齢者の権利擁護の中に成年後見制度利用支援事業の推進を位置づけている。また、市では地域包括支援センターを中心とした各種団体や組織間のネットワークづくりや地域住民の意識啓発等に取り組んで

## Ⅳ 子どもの人権をめぐる今後の施策について

現段階における「人権施策」の問題点は、①人権課が現状を把握していないこと、②子ども総合支援室はスタッフ不足が挙げられ、早期の問題解決が必要である。しかしながら、そのような問題にもかかわらず、人権課・子ども総合支援室は「子どもの人権」に対する熱意を十分に有している。

したがって、①については事務事業の分類を行っているからこそ、列挙項目を調査し、市として特に何を優先すべきか検討するなど、人権課が強力なリーダーシップを発揮すること、②については予算等の関係から増員が不可能ならば、NPOや地域住民との一層の連携強化が必要である。そのためには、市民が地域住民として津市の人権問題について認識を深めることが不可欠であり、人権に関する啓発活動の活性化が必要である。そこで、例えば多くの保護者が一堂に会する学校のPTA総会等を活用して人権講演やPRビデオ上映等を実施できないだろうか。また、子どもの人権施策については子どもの目線に立った検討が必要である。つまり当事者である子どもの声を汲み上げる方法を検討する必要がある。加えて、職員に対しても人権意識の一層の高揚が求められる。その為には、画一的な職員研修ではなく、人権問題に取り組むNPO等での実地研修が有効である

いる。さらに「津市障がい者計画」（平成20年度～24年度）では、「権利擁護の推進」の対象の一つとして、成年後見制度の利用の促進、成年後見利用支援事業を掲げている。

なお、費用の面で成年後見制度の利用を支援する制度も、市の成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成18年1月1日施行）により定められているが、対象者は制限されている。

② 市長の申立てに関する事例

成年後見制度利用の際、親族がいない場合には、市長に申立権が認められている。このような後見開始等の審判に係る市長の申立てについては、一般的には、地域包括支援センター、介護福祉施設、事業所、病院、民生委員からの相談を受けておこなうことが多く、近隣住民、福祉関係機関など、本人と関わる機会のあるあらゆる人、専門職からの相談もあられる。

ところで、身寄りがいないなどの理由で、市長の審判の申立てに関する相談・申立件数においては、認知症高齢者のケースが平成18年度で1件、平成19年度で2件、平成20年度で2件となっている。知的障害者のケースについては、平成19年度で2件、平成20年度において1件である。

### ③ 津市の広報

ヒアリングの結果、今のところ成年後見制度に関する広報は機会があれば行う程度のもので、あまり積極的な活動は行っていないとのことであった。成年後

と考える。以上の事柄と同時に、基本理念実現に向け、市・地域住民が一人となって努力することが必要である。

（たかぎますみ）

人文社会科学研究所社会科学専攻  
刑法

# 津市における成年後見の状況について

濱地 正巳

## I はじめに

2000年4月から新しく介護保険法が施行されると同時に、成年後見制度が施行された。そして、成年後見制度は今や、単なる民法上の財産管理制度であることを超えて、社会福祉制度上の最重要インフラの一つになった。そしてその結果として、成年後見制度の利用可能性を広く市民一般に保障することが、国及び地方自治体の重要な責務となっている。そして、このことを近年では「成年後見の社会化」と呼んでいる。

そこで本稿では、津市が成年後見制度の普及についてどのように取り組んで

見制度の活用促進を図るため、市民に対するより一層の周知・啓発が必要であると考えられる。

## 2 在宅介護支援センター・社会福祉協議会

津市にある在宅介護支援センターは、地域包括支援センターの地域における窓口となり、さらに、津市社会福祉協議会では、三重県社会福祉協議会の委託を受けて地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の窓口相談業務も実施している。

## 3 行政以外の組織

津市には行政以外に、社団法人成年後見センター・リーガルサポート三重支部やNPO法人三重成年後見サポートセンターなどの組織がある。高齢者・障害者等の権利を護り成年後見制度利用に關してさまざまな活動を行っている。このような組織と行政との連携が強まることも、津市における成年後見制度のさらなる利用につながると考える。

## Ⅳ おわりに

以上のように、平成12年度以降の成年後見制度の利用は、津家庭裁判所管内の津支部においても伸びの傾向は変わっていない。それは津市においても利用者が様々な理由で成年後見制度に関心をもち需要が高まっているからだと思う。また、津市が成年後見制度利用支援事

参考文献  
・影山任佐ほか（2007）「非行」ゆまに書房  
・加藤幸雄ほか（1994）「司法福祉の焦点」ミネルヴァ書房  
・川崎二三彦（2006）「児童虐待現場からの提言」岩波書店  
・その他、津市・松阪市・四日市市・鈴鹿市・春日井市の各ホームページ

いるかをリサーチし、今後の成年後見制度の検討を行っていく上での素材としたい。

## Ⅱ 成年後見関係の審判の申立件数

平成19年4月から平成20年3月までの1年間ににおける全国成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で24,988件となっている。また全国の市区町村長申立件数については1,564件である。

一方、平成19年の津家庭裁判所管内業に關し、各種の福祉サービス事業と連携を図っていることがわかったが、市が関わる申立権についての相談・申立件数としては少なく潜在的な相談等の需要はまだ多くあるのではないかと思った。

さらに、申立費用の面でも、津市には要支援者に対し成年後見利用に關して公的支援を行う制度があるが、支援を受ける対象者が制限されている。確かに、財源の問題もあるが、このような制限が緩和されればより使いやすくなるように思う。

以上のように、津市でも「成年後見の社会化」の取り組みが行われているが、一層の政策充実が課題として残っている。種々の施策が充実されれば、成年後見制度を必要とする高齢者や障害者をより保護することにつながると考える。

（はまじまさみ）

人文社会科学研究所社会科学専攻  
家族法

### 参考文献

・上山泰（2006）「『成年後見の社会化』の進展と新たな立法課題―社会化の日独比較を含めて」青柳幸一編『融合する法学』信山社、2007、244頁。  
・最高裁判所ホームページ・最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」平成19年4月から平成20年3月。  
<http://www.courts.go.jp/about/siryō/pdf/seniens8.pdf>（2006.11.28閲覧）  
・三重県政策部統計室編（2009）「平成21年刊三重県統計書」平成19年家事審判・調停事件管内別新受件数（資料津家庭裁判所）（最高裁判所事務総局「司法統計年報」）310、311頁。

# 三重における ワーク・ライフ・バランス の取り組み

田中貢

## I はじめに

ワーク・ライフ・バランス（WLB）とは、人々が多様なライフスタイルやライフ・プランニングを選択することができ、それを積極的に社会や企業が評価し、皆が生き生きと働き、充実した個人や家庭生活を送れるようにすることである。この研究では三重県におけるWLBの取り組みを調べることでその現状と課題を洗い出さすきつかけたい。

## II 三重県における労働環境

三重県内の労働環境を見ると、昨秋以降、経済状況が一変して悪化し、これに連動して雇用情勢も悪化している。最新の三重県下の有効求人倍率は低下傾向を示し、昨年10月の有効求人倍率は0・99倍と4年11ヶ月ぶりに1倍台を割り込み、その後も改善

の状況は見えていない。一方、三重県の所定労働時間数は全国平均値よりも長く（図1）、年次有給休暇取得率は、全国平均値と同水準に止まっている（図2）。

これは残業という長時間労働で個人や家族との時間が持ちにくくなってきている現状が表れている。社会の情勢が厳しい今改めて時間の過ごし方を考えなければならぬ。

## III 政府・地方自治体の取り組み

### 1 厚生労働省・三重労働局の主な取り組み

これらの課題に対応するために、三重労働局では平成20年度に「仕事と生活の調和推進会議みえ会議」（鈴山雅子会長）を設置し、その会議において、WLBの推進に関する提言をとりまと

方を元気にする一つの施策ではないだろうか。

### 3 自治体がWLBを進める利点と困難

自治体でWLB推進を行うときの困難は、労働条件に介入する強制権限や体制がなく、働き方に関する専門性を必ずしも持ち合わせていないところにある。このことを踏まえた上で自治体ができることは北九州市の麻田副市長の言うように下記のようなことだろう。

- ①働き方・暮らし方を変える運動を行う
- ②市民や企業へ「暮らし」面から支援や働きかけを行う
- ③保育・学童保育・介護サービスの整備
- ④自らが地域においてWLBのモデル職場になる

## IV 企業経営とWLB

津市の企業で比較的積極的にWLBに取り組んでいる主な企業の事例を調査した。「仕事と生活の調和推進会議みえ会議」にモデル事業活動として掲載された百五銀行、オムロン松阪と三重県が支援している「男女がいっきと働いている企業」知事表彰受賞企業がそれぞれさまざまな取り組みを行っている。各社ともやはり子育て支援制度の充実や職場における女性の活用に

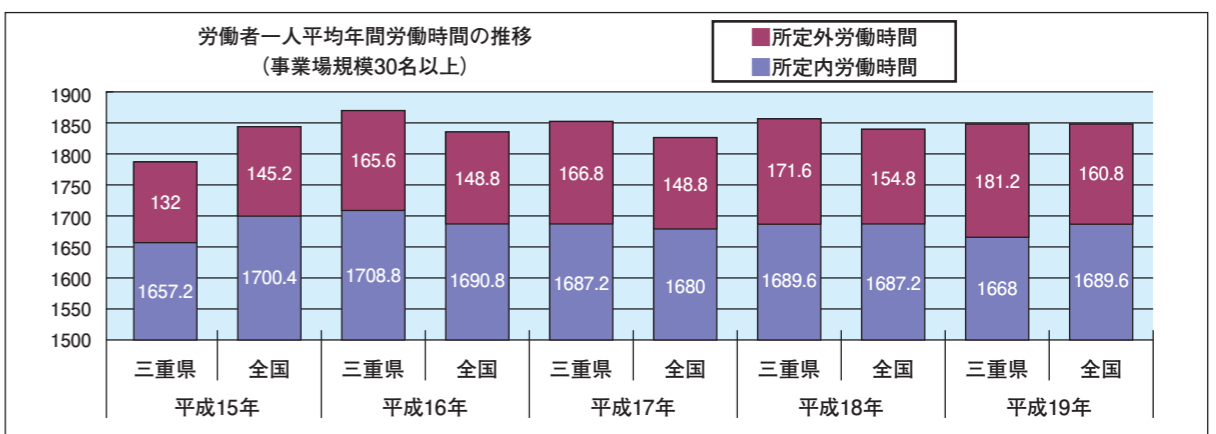


図1：労働者一人平均年間労働時間の推移  
出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

関するアクションが目立つ。それぞれ業種によって取組内容に多少の違いはあるものの、全体的にはやはり子育て支援、女性の積極的な活用にWLBへの意識の高まりを見出すことができる。しかし、その制度の充実だけでなくそれを利用する実績がまだ十分とは言えないのではないだろうか。

大企業はまだ人的にも余裕があるが中小企業においては、たとえば育児休暇、介護休暇等をとりうにも代替要員が十分でない場合が多い。企業経営に直接影響がある場合、なかなか休暇や短時間勤務がスムーズに取得できないことが想定される。そこをベナルティなしで制度活用を進めていくことが経営者にとっても重要なことである。WLB支援は福利厚生施策ではなく、企業が社員に意欲的に仕事に取り組んでもらうために不可欠な人事活用策であり、多様なライフスタイルや生き方を受容できる職場とするための取り組みである。

## V ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて

ワーク・ライフ・バランス社会を実現するためのキーワードは何かというと、これは働き方、生き方の「多様性」「柔軟性」ではないかと考える。人々が多様なライフスタイルやキャリアデザイン、ワーク・プランニングを選択し、それを認め、評価することである。経

め平成21年2月25日に提出した。その内容は下記のとおりである。

- ①地域の特性を踏まえた提言・目標設定
- ②仕事と生活の調和推進事業におけるモデル事業の実施企業の選定
- ③仕事と生活の調和に取り組む企業の好事例の収集・情報の提供
- ④その他、三重県のニーズに応じて柔軟に設定

## 2 三重県・津市の取り組み

三重県では仕事と生活の調和実現に向けたさまざまな支援・援助・助成を行っている。この取り組みの中では、後に紹介する「男女がいっきと働いている企業」三重県知事表彰制度がユニークである。これは三重県が育児・介護休業制度、男女雇用機会均等法に基づくポジティブアクション、パートタイマーの処遇、次世代育成支援対策などの項目について積極的な取り組みを進める企業を抽出して表彰するものである。

津市独自のWLBについての取り組みは少ない。大都市ではない津市のよくな中堅の地方自治体では独自の取り組みは難しいのかもしれない。しかし津市のような地方自治体何ができるかをもっと考えていってもいいのではないかと感じた。WLBに積極的に取り組む街として全国にアピールできるようなユニークでフレキシブルな取り組みを提言し発信していく。それが地

済評論家勝間和代氏は「働きすぎの是正」を企業に期待している。日本人には「がんばること」への美意識がまだまだある。特に仕事は「がんばれば報われる」という考え方が根強く、多くの人がんばりすぎてしまう。結局どれも中途半端になることでストレスが溜まっていく。「働きすぎはカッコ悪い」という意識、それが新しいイノベーションを起こしていくであろう。

今回の研究は津市だけに絞るにはテーマが大きすぎたが、私は少なくとも三重県における現状を探ることでワーク・ライフ・バランスへの取り組みが地方でもどのくらい浸透してきているかを見るよききっかけになったと思う。そして、地域の特性も考慮しながら、地方自治体、企業、個人が自ら変えることで制度に魂が注入され、ワーク・ライフ・バランス社会実現への第一歩を踏み出すことができるだろう。

(たなかみつく)  
人文社会科学研究所社会科学専攻  
人的資源管理論

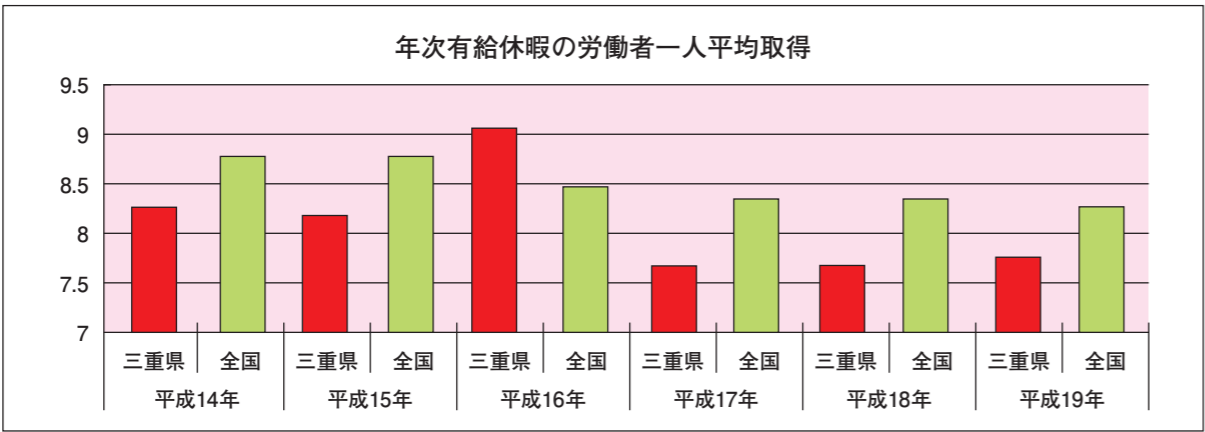


図2：年次有給休暇の労働者一人平均取得  
出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

# 魅力的な都市への契機

津市の集客力の向上を目指して

呉紅冉

## I はじめに

津市は明治22年の最初の市制施行によって、「津市」となった。もちろん三重県最初の市で、全国でも数少ない市の一つである。私は中国から来日して、最初に津市に来た時、服も本もろくに買えないので、若者が四日市や名古屋に買い物に出て行くという話をよく聞いた。外国人としての私の目で見ても、長い歴史があり県庁所在地でもある津市が、最近20年ほどあまり変わらなかったことは非常に不思議である。その後、勉強することともに、津市の集客力の弱さが大きな問題点として津市発展の妨げになっていることを少しずつ理解するようになった。

## II 日本の消費方向

都市の集客力と消費活動の関係が緊密であるから、本研究の最初の段階では日本の現在の消費方向から分析した。日本の新しい消費方向は時間の消費傾向と自らのための消費傾向、感情の消費傾向であるが、その担い手は若者である。彼らの活力が都市の集客力の向上に大切な役割を担っていると思う。



(津駅2階の店舗)

な差別化だと思ふ。現在キャラクター商品やブランド品の消費ブームは、消費者が求めているものに間違いない。日常生活で着用する下着や靴下などは、郊外大型店である「イオン」や「ヨーカ堂」などで何とか間に合わせる事ができるのだろう。それに対して、津市の真ん中の商店街がどこにもありそうな品を扱っていたら、いくら中心といっても、なんの驚きも楽しみもない。だからこそ、津市の中心街には、ブランド品やキャラクター商品を扱うお洒落な店が立ち並ばなければならぬ。そして、ファッションストリートを形成し、そのおしゃれな全体的なイメージで遠近から顧客を引き寄せるべきだと思う。

現在の日本では、コンビニの商品の値段は安くはないけれども、24時間営業と言う手軽さやコピー、銀行やクレジットカードのATMの利用など提供されるサービスの豊富さが「時間の消費」だと言える。そして、カラオケやカフェなど暇を潰すためにかなりのお金がかかる「時間の消費」サービスも人気がある。

現在、ブランド品の人気は不況が続く現在でも根強いどころか勢いを増す気配さえある。消費者とりわけ若者はブランドイメージの高さだけではなく、「わたし」のイメージに合ったこだわりの商品を追求する自分のための消費傾向を強く持っている。

自分のための消費は個人的な消費活動であり、スポーツ、コンサートや演劇などの、多くの見知らぬ人との間に一時的な一体感を感じさせる消費は「感情の消費」だと言われるようになった。

## III 津市の現状

津市には郊外の大規模店があり、「わたし」らしさや「アイデンティティー」にまつわるサービスを扱おうな新しい消費傾向にふさわしい店が極めて少ない。

## IV 津市イメージのブランド化へ

今まで津市の商業発展を制約していた原因は、商業発展の中核となるべき中心街の位置付けが誤っていたこと、定住人口の少ないことの2点だと思う。しかし、今日の日本の社会は少子高齢化が激しくなり、短い時間で津市の定住人口の少ないことが改善される可能性は少ない。だから、まずは交流人口を増やすことこそポイントだと考えている。

観光資源の利用とユニークなイベントの開発は交流人口を増やす方法として、力を入れるべきだ。津市には有名な榊原温泉、伊勢神宮など、伊勢志摩方向への観光では、津市を通過してゆく観光客は数多い。だから、津駅の周辺に、センスのあるホテルや娯楽サービス、飲食店などが揃ったら、観光客は温泉や伊勢神宮などの観光の後、津市に戻る可能性が大きくなるのではないかと。さらに、もし、ユニークな祭り活動が掘り起こされ、そして一年中さまざまなイベントが開催されれば、周辺の人々が日帰りの旅行で気安く津市へくる可能性が大きくなるだろう。

観光業の振興やお祭り・イベントの開催は直接定住人口を増やすわけではないが、集客の過程であるとともに、津市発の商品、サービスのブランド化と津市イメージのブランド化を作り出し、津市発展の好循環になる。つまり、津市自身を商品と見なして、どのように加工すれば、

津市の都心と言うと、平成11年度の津市の中核基本計画では、中心街再開発という計画は大門の商店街の再開発を意味している。しかし、今の大門には空き店舗が近年ますます多くなり、そして、シャッターが閉まったままの空き店舗だけでなく、駐車場になるケースもあり、商店街の連続性が失われ、商業集積の魅力の急激な低下が危惧されている。今後再開発する可能性が低いと思う。



(津駅前)

ブランド商品になれるかを考えることは、現在の最も重要な課題だと言える。

(イコウねん)

人文社会科学研究所地域文化論専攻 社会学

# 三重県における不況の雇用状況

李恩

## I はじめに

1950年代半ばから1970年代初頭までは、日本の経済が飛躍的に成長を遂げ、いわば高度経済成長期である。しかし、1970年代から、労働力の欠乏や市場飽和につれ、経済発展の原動力が失っていくと共に、日本経済が繰り返して約10年ごと不況に陥っており、経済発展のペースが遅くなるという大勢は明らかである。

2008年10月にアメリカのサブプライムローン問題を発端とする世界経済の減速をうけ、日本の経済は2002年に景気回復して以来、5年ぶり再び不況になった。特に雇用情勢については、

だから、やはり一番歩行量がある津駅周辺のほうが新しい消費傾向にあった商業発展中心街によりふさわしいのではないかと。津市の北方には三重大学、看護大学、三重短大などのような多数の若者を集める教育機関が多いし、普段の移動手段が自転車や電車である大部分の学生にとって、大門より津駅は近く便利である。津駅の周りには塾や予備校も数多いから、津駅の周辺地域へ若者を引き寄せやすい。現在、津駅の周辺に集客力を持つた飲食店が非常に増えている。このような現象は、津駅周辺地区が津市の中心街となっていくことの先触れだと思う。

津市の理想的な商業発展のあり方は、今の郊外型の大規模店と津駅中心街の明確

参考文献  
 ・今野裕昭・武笠俊一(2002)『都市機能の高度化と地域対応』東北大学出版会  
 ・季刊(04)1-05(04)08(40810)『まちづくり』学芸出版社  
 ・津市政策財務部政策課(2008)『津市総合計画』

若年求職者である新規学卒者の内定取り消しや外国人労働者の雇止めなどの雇用の悪化が一層に懸念されている。

本稿は、今回の不況の前後5年間(平成17年度～21年9月)と前回あった2000年前後5年間(平成9年度～14年度)の不況の比較及びハローワークの支援活動の変遷を通じて、今回の世界的な金融危機は三重県の雇用状況にどれほど影響を与えるのかを明らかにしようと思う。

## II 前回と今回の不況で県内の雇用状況の比較

1 有効求人倍率  
 求人倍率にみると、今回の不況で、一



番低いときは今年4月から9月まで平均数値の約0・40倍で、前回に一番低いときの0・54倍(1999)を大幅に下回った。調べによると、2005年にピークになってから、求人倍率は年々低下しており、特にリーマンショックを受け、有効求人倍率は急激に悪化した。

## 2 求人動向

求人動向から見ると、前回一番少なかった1998年度の新規求人数は月平均7,147人に対して、2009年度4月から8月まで月平均は7,109人である。有効求人倍率は1998年の月平均18,544人に対して、2009年4月から8月までの月平均は17,237人である。つまり、現在の求人倍率は、前回の一番少ないときを下回る。そして、2005年度から2009年9月現在まで、新規求人数と有効求人倍率が年々悪化していると思われる。

## 3 求職動向

求職の動きを比較すると、前回の一番多い求職者の時期は2002年度で、新規求職者の月平均は8,596人、有効求職者は37,107人であった。それに対して2009年4月から8月の月平均はそれぞれ9,848人と45,902人で、今回は前回は大幅に超えた。また、1997年から2002年まで、新規求職者と有効求職者が増加する傾向にあったが、増加のスピード

が穏やかで、自然に伸びたといえるが、2009年度の新規求職者と有効求職者は2005〜2008年度に比べ急増し、金融危機の影響という主因が指摘できると思われる。

## 4 就職動向

就職件数からみると、前回の5年に月平均就職件数は1,952件であり、今回の約5年間の月平均就職件数は2,306件より少ない。1997年度から2002年度まで、就職件数は18,240件から29,205年に年々穏やかに増加していたが、「つなぎ雇用」の効果がある緊急雇用創出特別交付金事業を実施していたため、増加数値の本身にはパートの就職件数の割合が少なくないということが注意すべきである。一方、2005年度から2009年8月まで、就職件数は不安定な状況が現れ、特に2009年6月から8月までの2ヵ月連続で減少し、それ以降の状況が懸念される。また、就職件数の自然的な増加率を無視することができないから、就職件数が多いが、今回の就職の状況は前回より優れるとはいえない。

## 5 支援活動

前回と今回の不況とも、いくつかの支援活動が実施された。これらの支援活動により、就職件数が増加し、求人倍率が改善されるという効果があったといえる。それぞれの支援活動を比べると、今回

の支援活動は事業主向けが多いが、前回のトライアル雇用のような支援活動は求職者向けである。ここには、事業主が自発的に雇用することに転換させるという意味があるだろう。また、今度の支援活動は「緊急」という状況を強調しているようであり、前回の「緊急雇用創出特別交付金事業」も「緊急」であるが、「つなぎ雇用」の効果を目指すため、緊急の程度は今回より、あまり目立たないと考えられる。ところで、「緊急雇用創出特別交付金事業」は2年後終了したという事実から見ると、景気が回復したと思われる。この側面では、前回の雇用状況はそれほど悪化しなかったということが示された。

## Ⅲ おわりに

### 1 今回の雇用状況の厳しさ

いま県内における求人倍率と求人動向、求職の動向はいずれも悪化していることがうかがえる。前回の不況は既に乗り越えたが、今回の不況はいつまで続くのかはまだ不明だから、今回の雇用状況は前回のより厳しく、21世紀に入ってから、一番悪い時期とさえいえる。

### 2 県内における不況の雇用状況へのヒント

2000年前後の不況は国内商品の安売り競争や外需の減少などにより、物価下落のため、企業収益が悪化し、人員や賃金が削減され、それに伴う失

# 三重県における華僑華人の現状と課題

陳林妹

## I はじめに

日本全国の中国人登録者数が増えつつあり、三重県においても、2008年末には9,993人と大幅に増加している。華僑華人の数が増えると同時に、新華僑による本格的な日本社会への進出が著しく見られる。まず、いくつかの概念を述べておきたいと思う。華人というの



MOCA 第一期会長 蔡義雄氏

は日本の国籍を取得した者で、華僑は日本に居住している中国国民のことを指す。近年、老華僑と新華僑華人という言葉がしばしば使われているが、老華僑という言葉は1979年までに来日し、日本に生活してきた者で、新華僑は1979年以降来日し、永住権を取得し、定住する人であり、又は就労可能、活動制限無し、在留資格を取得している人のことである。日本が中国、アジアとの経済協力、発展を考えると在日華僑華人社会を深く理解することは、中日友好交流の文化的な面ばかりでなく、今後の経済面の交流にとっても重要であると思う。しかし、横浜や神戸における華僑華人社会についての地域的な研究はよく見られるが、三重県についての調査や研究はまだ少ない。従って、本研究は、津市を中心とした三重県の華僑華人の現状とその課題に関して、次の三つの目的を持つており、(1)現状を調査し、明らかにする。(2)華僑華人が直面している問題を理解する。(3)それによって、

さらに華僑華人の将来を考察する。

## Ⅱ 三重県における華僑華人社会の現状とその問題点

### 1 三重県の華僑華人の分布状況

在日三中国人の分布で見ると、津市が最も多く、2008年末現在1,939人で総数の22%を占め、四日市市がその次で1,479人(17%)、鈴鹿市が3位で1,057人(12%)である。婦化を含む華僑華人の分布状況に関する統計はないが、在三重中国人の分布状況とあまり変わらないと考えられる。活動制限無しの中では「永住者」と「日本人の配偶者」の増加が著しくあらわれている。これは「永住者」への申請が単純化したことと国際結婚率が高いことなどが原因である。

### 2 三重県の華僑華人社会の現状

2008年末現在における三重就労許可ビザを取った中国人は727人で、就労制限無しで滞在する者をプラスして、新華人の数は2,437人である。2002年の1,214人より、倍となった。なお、就労許可ビザの中では、「技術」や「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」の構成が著しく上昇している。さらに、日本企業に就職した新華僑の職業内訳を見ると、専門・管理職などの高度な専門技量を必要とする業務についている人が多くなった。

業が増加し、雇用状況も悪化した。こうした理由も今回の不況の背景として継続している。

海外からの廉価な賃金と人件費による安い商品の輸入及び国内の消費低迷のため、国内の販売業も安売り競争が激しくなり、買手市場になっている。消費者にとっては、商品が安ければ安いほど喜んでくれるが、一旦価格が低下すると、更に安くなると期待するという考え方があるから、消費者のニーズに合うため、安売り競争が一層に激しくなるという循環になる。今回の不況で、これから安売り競争が盛り上がる結果として、政府が表明したよう、2000年前後のようなデフレになる懸念があると思われる。

(りおん)

人文社会科学研究所社会科学専攻  
日本経済史

#### 参考文献

- 厚生労働省都道府県労働局ハローワーク(2009年)『雇用保険の早わかり』、「中小企業緊急雇用安定助成金のご案内」
- 都道府県労働局(2009年)『雇用の安定のために―事業主の方への給付金のご案内』
- 津公共職業安定所(2009年8月)『業務資料』
- 津公共職業安定所(2009年10月)山崎浩一への聞き取り調査
- 三重労働局職業安定部(2001年、2002年、2008年)『労働市場年報』
- 三重労働局職業安定部(2009年2月、8月)『労働市場月報』
- 三重労働局(2009年8月)田中尚則への聞き取り調査

### 3 三重県の新華僑華人の職業状況

日本には華人の職業分布に関する統計資料がないが、華僑華人とも、日本の活動範囲などはおおむね似通ったものであると考え、在三重新華僑華人の職業状況の一端をのぞいてみたい。調査結果として、人文社会科学分野の仕事に従事する人が一番多く、理・工など自然科学分野に従事する人が28%強を占め第二位である。産業分野では、特殊熟練技能を要する研究や教職に従事する人が24%で第三位である。

### 4 華僑華人の子弟の教育現場

①中国語教育の遅れ  
知っている限りでは、現在、三重県においては、三重大学の国際交流センターで週に一回(土曜日)中国語の教育を行っている。津市では華僑華人の子弟に対して、母語教室作りがようやく始まったと考えられる。それについては、母語教室を続けてほしいという声が高い。

#### ②あいまいな自我意識

2009年の『在留外国人統計』によると、2008年末現在三重県には5〜19歳の学齢期にある中国人が597人で、総数9,816人の6%を占めている。この中には、新華僑華人の子女が圧倒的に多い。彼らの多くが日本に生まれ、或いは学齢期に達する前に両親に連れられて日本に渡った。大多数が日本の生活に慣れている一方、中国の生活面などについて、いやになり、帰国を望まなくなる。そうしたきっかけで、新華僑の

二世、三世は段々中国の伝統的な文化から離れていくだろう。

### III 三重華僑華人総会 (MOCA: Mie Overseas Chinese Association) の発展と今後の動向

#### 1 MOCAについて

2009年4月12日、津市では三重県華僑華人総会を設立した。それは、「三重華僑総会を再編し、三重県内の老・新華僑、華人の一層幅広い団結を目指し、準備が進められてきた」と2009年5月1日華僑報により、報道された。

現在、MOCAの会員数は97人で、70人の男性と27人の女性からなっている。その中に、新華僑は77人で総数の79%を占めて、老華僑は20人である。社長は21人で、教授・先生や会社員、主婦の割合が多い。そして、多くの会員は津市や松阪市に在住している。来年になると、四日市市を中心とする30人の増員が予想されている。

MOCAに属する老華僑と新華僑の経営者は8人と10人である。老・新で職業範囲が大きく異なっている。現在の新華僑経営者を見ると、中華料理や貿易への変化が著しい。技術が高いIT産業に携わるようになったこともうかがえる。また、新華僑会員の多くは会社員や教育者となっている。

2番目の多さである。どのように展開していったのかを、中世の安濃津を中心にみていきたい。

### II 天台真盛宗の起り

室町時代伊勢国においては、伊勢神宮をはじめとして、地藏信仰や観音信仰など様々な信仰があった。室町時代に入って、寺院が多数開創されたようである。真盛上人と時を同じくして、真宗高田派真恵上人も伊勢の地に布教をしたが、真恵上人は主として北勢に力を注いだらしく、安濃津のあたりでは直接教化を受けたものはいないようで、高田派の布教が及んだのは天正期(1573-1592)以降のこととされている(色井、1973)。

天台真盛宗は、開祖真盛上人の人格と信仰をよりどころとした佛法の集団である。色井秀讓氏は述べている。そして、その信仰が天台大師、伝教大師の精神を伝えるものとして天台の二字を冠しているという(色井、1967)。

真盛上人は「無欲の人」と評されており、『後法興院記』など、貴族の日記などに多く記されている。比叡山時代の真盛上人は、出世街道を走っていたにも関わらず、その道を捨てた。また真盛上人は往生する際に、欲を起せば万事において不足にあうから、無欲清浄にして念仏をするようにと弟子たちに遺誡を残している。

### 2 MOCAに対して、華僑華人の要望

日本中華華僑華人連合総会が成立し、三重県華僑華人総会が中部地方の華僑華人団体との繋がりが強くなりつつある。これから、他県の団体との関係も緊密になるだろう。情報の交換などにより、三重県の華僑華人にはネットワークを展開する好機であり、日本華僑華人社会にとっても喜ばしいことだといえよう。

一方、今後の課題になるが、MOCAは、華僑華人ないしは三重中国人のために、子弟の中国語教育のことだけでなく、法律知識、例えば結婚や相続などの民法や福祉の知識を広げる取り組みをすべきであろう。

### IV 終わりに

調査により、三重県特に津市に在住する華僑華人についての現状の把握がほぼできたと思うが、これからその子弟の母語教育の現状と新華僑華人の子弟の自我意識の調査についてさらに深く考察していこうと考えている。

(ちんりんまい)

人文社会科学研究所地域文化論専攻 社会学

参考文献  
・「華僑報」(2009年5月1日)  
・朱慧玲(2003)『日本華僑華人社会の変遷』日本僑報社  
・入管協会(2003、2009年)『在留外国人統計』

### III 中世安濃津における天台真盛宗の展開——真盛上人とその弟子たち——

真盛上人は、1495年(明応4年)伊賀国西蓮寺において、48日別時念仏会の期間中に入寂した。葬儀は、西教寺でおこなうという僧侶たちの意に反し、檀那が中心となり、西蓮寺で行なわれた。真盛上人の葬儀にかけた徒弟僧尼は300余人にのぼると『真盛上人往生傳記』は記している。遠国の者で、来ることの出来なかつたものを入れると、かなりの数字になるだろう。

数多くいる僧尼たちのなかで、真盛上人の遺訓を体得し、布教救世に尽力したのは、西教寺2世盛全、同3世真恵、真生、善光寺開基盛俊、上善寺開基盛信、蓮生寺2世盛音などであるという(西村、1961)。うち、伊勢国に関わるものは最後の盛音である。この人は、真盛上人が1494年(明応3)に再建した伊勢射和蓮生寺に上人の命で2世として入った。盛音の弟子の盛俊は、1537年(天文6)発願して伊勢山田に善光寺を創建している。

安濃津においては、西来寺や成願寺を中心に末寺が多く創建されていることがわかる。なかには、隠居後のために建てたものが寺院となるなどしている。西来寺3世盛品により30余年間に寺勢を興隆、末院200余を数えるまでに至ったという(色井、1977)。

# 中世安濃津における天台真盛宗の展開について

戸伏知子

## I はじめに

天台宗真盛派は、室町時代後期に真盛上人によって広められた宗派である。真盛上人は、1443年(嘉吉3)正月、伊勢国一志郡小倭庄大仰郷に生れ、1449年(宝徳元)7歳の時に、川口光明寺の盛源律師の室に入り、14歳の時に同寺で剃髪出家をして「真盛」と名づけられる。比叡山に上ったのは、真盛上人19歳の1467年(寛正2)のことであり、後、黒谷にあり青龍寺に隠棲をして、『往生要集』と出会い、感得したのが1485年(文明17)、真盛上人41歳のことであった。



真盛上人画像(天津西教寺所蔵『誤註真盛上人往生傳記』より)

宗祖大師、つまり真盛上人が生きていた頃は、寺領田畠等の寄附は公事闘争の原因となるために、堅く禁じられていた。しかし、1571年(元亀2)織田信長の比叡山攻めるとき、西教寺も堂宇のほとんどが焼失するという事態になった。この復興や維持が不可能となったため、1582年(天正10)以後、寺領を受けようになり、寺院経済の確立をみたという(西村、1961)。

真盛上人以前の時代に創立した寺院もある。弘安寺などは、もともと真言宗として創立された寺院だったが、文明年間

に真盛宗に転宗している。このように、真盛上人の死後、安濃津では西来寺を中心として真盛上人の教えをひろめてきた。その後、江戸時代には末寺が転宗するという事件が起き、現在の分布はこの年代に定まったようである(『香良洲町史』)。明治初期の廃仏毀釈では無檀無住の寺院が廃寺となるなど、減少傾向にあったようであるが、その後、廃寺となった寺院を復興するなどして生き続けていることがわかる。

## IV おわりに

以上、見てきたように戦乱や一揆、仏教間の争いが起こる時代に真盛上人は生まれ、そして人々を教化してきた。真盛上人の教化活動期間はわずかに10年足らずであったが、津市内には、第2位という規模の寺院数で、現在にその教えは生き続けている。一志郡から生れた上人ということも影響しているかもしれない。また、室町後期という戦乱や一揆などが頻発するなかで、生活していた人々が念仏にすがった。また、漁業に携わる人々が多かった地域では、殺生をしても極楽にいくことができるために念仏にすがったのかもしれない。その中で2位といるのは、やはり高田派の存在が影響しているだろう。高田派については、他に譲りたい。

(とぶしともこ)

人文社会科学研究所地域文化論専攻 歴史学

天台宗	8	天台真盛宗	116
高野山真言宗	2	真言宗醍醐派	20
真言宗山階派	1	真言宗御室派	7
浄土宗	34	浄土真宗本願寺派	20
真宗大谷派	20	真宗高田派	173
時宗	1	臨済宗妙心寺派	12
臨済宗東福寺派	2	臨済宗相国寺派	2
臨済宗興聖寺派	3	曹洞宗	32
黄檗宗	1	日蓮宗	5
日蓮正宗	2	本化日蓮宗	1
正法法華宗	1	本門仏立宗	2
単立	1		

表：津市内 寺院数(三重県宗教法人名簿 H19)

参考文献  
 ・佐藤定憲「真盛上人傳―乱世に浄土を末法に身灯明―」(佐藤定憲、発行、1997年)  
 ・色井秀謙編「天台真盛宗学汎論」(天台真盛宗学研究所、1961年)  
 ・色井秀謙「天台真盛宗学本 真盛佛法入門」(総本山西教寺、1967年)  
 ・色井秀謙「ほか編」(訳注)真盛上人往生伝記(天台真盛宗学研究所出版部、1972年)  
 ・色井秀謙「真盛上人と西米寺」(西米寺、1977年)

・西村尚紹「真盛宗史」(「天台真盛宗学汎論」所収、1961年)  
 ・山田雄司「雲出川流域の宗教構造―室町後期の状況―」(歴史街道講演会記録集「水面をわたる道」(安濃津・雲出川)みえ・まんなか学のすずめVol.5所収)  
 ・山田雄司「中世伊勢国における仏教の展開と都市」(「都市をつなぐ」(中世都市研究13)新人物往来社、2007年所収)

# 戦国期中伊勢における地域権力と中世城館

―安濃津地域を中心に―

中川 貴皓

## I はじめに

戦国期伊勢国の地域権力に関する文献史的研究は盛んである。しかし多くは伊勢国司北畠氏に関するもので、中伊勢の国人領主である長野氏の研究は非常に少ない。このような地域的傾向は城郭研究においても当てはまる。1977年の三重県による中世城館悉皆調査後、北伊勢・南伊勢は着実に研究が重ねられていくものの中伊勢においては十分とは言えず、特に長野氏の支配領域では、

発掘調査報告書でさえ対象城館の検討のみとなつていのが実情である。史料や城館の縄張りから、一定の地域内の城館を位置付け、検討するといった作業がなされていないのである。そこで、本稿では中伊勢の安濃津及び周辺地域(安濃津地域)を対象とし、文献史学と城郭研究の視点から、長野氏の動向と中世城館の検討を行い、戦国期安濃津地域の様相を明らかにすることを目的とする。

丘陵に垂水城・池ノ谷砦の5つの城館遺構が確認されている。そのうち、池ノ谷砦を除く4城は発掘調査され、上津部田城以外の3城は調査後に消滅し残存しない。調査により、いずれの城館も存続期間が15世紀後半から16世紀中葉であり、生活痕跡があることが判明した。これらの城館は戦国期を通じて恒常的に維持され機能していたのである。

## 長岡丘陵の城館

上津部田城と峯治城は、立地や縄張りの類似から同一勢力による関与が指摘されているが、両城を築城・維持した主体は詳しくわかっていない。しかし規模や構造から、土豪ではなく国人以上の勢力であり、IIの成果をふまえると長野氏が築城・維持主体であると考えられる。1539(天文八)年の一身田・窪田の用水相論において、室町幕府が「雲林院兵部少輔并長野」に裁許をするよう命じていることからわかるだろう。雲林院氏と長野本家の代官が、在地支配のため派遣され、両者はそれぞれ上津部田城と峯治城を拠点とし志登茂川下流域の在地支配を行っていた。両城の関係は長野家中の権力構造を反映していると指摘できる。

では洪見城と両城の関係はどうか。丘陵の北側に上津部田城・峯治城が、南側に洪見城があり、お互い背を向けるように配置されている。北側と南側の距離は丘陵を伝って1.4kmである。IIや発掘成果をふまえたうえでこのように各城館の構造や立地をみると、丘陵上の3

## II 戦国期安濃津地域における長野氏の動向

安濃郡山間部を本拠とする長野氏と安濃津地域の関係が初めて史料に現れるのは1451(宝徳3)年である。その後、長野氏は1455(康正元)年、安濃津観音寺宛てに諸役停止の免状を発給し、3年後には伊勢神宮領安濃津代官職を押し立てて神宮と争うなど、安濃津支配を画策して進出するが、幕府の命により一時安濃津から退くことになる。しかし、応仁文明の乱の影響が伊勢国に及ぶと、安濃津に新警固を課し、さらに神宮領垂水納所を押し立てるなど神宮と再び対立しつつも安濃津地域支配を實力行使で進めていった。大永・天文期にな

ると、高田門徒に対する用脚停止や津四郷の公事に関する長野氏奉行人連署状、一身田・窪田の用水相論の裁許などから、長野氏は安濃津地域の公権力として認識され、安定した支配を行っていたことが読み取れる。

一方で、北畠氏との領域争いが安濃津・垂水周辺で起り、天文期には長期的な対陣へと発展する。その後も北畠氏との争いは続くが、永祿期に織田信長が伊勢侵攻をはじめると、長野氏は織田方に服従し、長野氏による戦国期を通じて安濃津地域支配は終焉を迎える。

## III 安濃津地域の城館構成

安濃津地域では、北側の長岡丘陵に上津部田城・峯治城・洪見城、南側の半田



上津部田・峯治・垂水城の縄張図は、津市教育委員会作成の測量・遺構図(以下、津市図)をもとに復元的に作図した。池ノ谷砦においては、2010/01/19に現地踏査にて作図し、道路等による破壊箇所は津市図をもとに復元的に作成した。

城が一つの城館群として連携しつつ機能していたと推測できる。上津部田・峯治城は志登茂川下流域、洪見城は安濃川下流域の在地支配のための城館としてそれぞれ役割を担っていたのであろう。

## 半田丘陵の城館

垂水城は、北畠氏被官の垂水氏が在地支配と境目防衛のために築城したとある(米山2000)、それには疑問が残る。第一に垂水城の縄張り立地である。縄張りは、北畠氏側である南からの攻撃を意識していることが読み取れ、さらに垂水集落も丘陵に遮られ視認できない。そして、第二に垂水氏の動向である。15世紀前半から北畠氏奉行人として登場するが、垂水城周辺では確認されず、さらに戦国期を通じて北畠氏が垂水の支配に関与したという史料がみられない。一方、長野氏に関する史料はIIでも示したように見受けられる。この時点で垂水は長野氏の支配下に組み込まれたと考えたほうが自然であろう。以上から、垂水城は長野氏により安濃津の抑えと対北畠氏の「境目の城」として築城・維持されたと言える。また池ノ谷砦は、縄張りから臨時的な性格を持つ城館であることが推測される。垂水城との位置関係から、1547〜1549年の長野・北畠氏間の抗争に際して造られた垂水城の出城、もしくは付城と考えられる。

## IV おわりに

長野氏は1450年代に安濃津地域

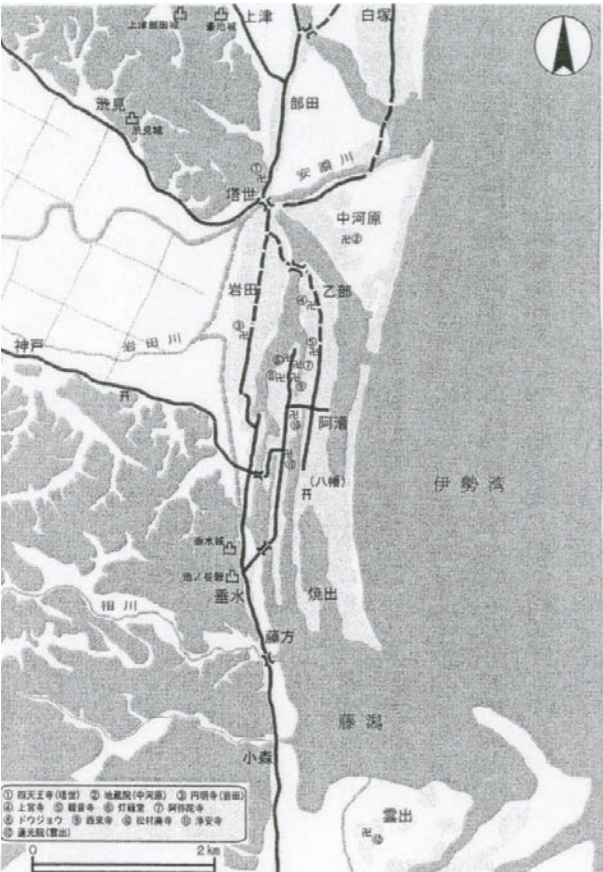
に進出し、神宮と対立しつつ文明年間(戦乱にまぎれて実力行使により着実に安濃津支配を進めていった。大永・天文期には、安濃津地域の公権力として認識され、永祿期に織田氏に服従するまで実質的な支配を行っていたことがわかる。その長野氏の支配において、文明期の軍事的ピークに長岡丘陵では、上津部田城・峯治城・洪見城が築城され、一つの城館群として機能し、街道の把握、志登茂川・安濃川下流域の在地支配を行った可能性を示した。一方、半田丘陵では、垂水城が安濃津の抑えと対北畠氏の「境目の城」として築城・維持されていた。ついで、天文期の軍事的ピークには、長野・北畠両氏の境目に陣城である池ノ谷砦が築かれ、垂水城をはじめ、各城館もこの時期に改修が行われたものと想定できる。そし

て、永祿期には織田信長による伊勢侵攻の仕置きとして一國破城令が出され、滝川一益が請け負った洪見城以外は廃城となったものと考えられる。以上が戦国期安濃津地域の様相である。

(ながわたくあき)

人文社会科学研究所地域文化論専攻 歴史学

参考文献  
 ・伊藤裕偉(2007)『中世伊勢湾岸の湊津と地域構造』岩田書院  
 ・伊藤裕偉・藤田達生編(2007)『都市をつなぐ―中世都市研究―』13新人物往来社  
 ・岡野友彦(1998)『伊勢国長野氏による「荘園押領」について』『三重県史研究』14  
 ・美里村編(1994)『美里村史』上巻美里村・村田修三(1980)『城跡調査と戦国史研究』『日本史研究』211  
 ・米山浩之(2000)『垂水城跡発掘調査報告』津市教育委員会  
 その他各城館の発掘調査報告書



この出典は、中世安濃津復元図(『中世伊勢湾岸の湊津と地域構造』より転載。伊藤裕偉氏作図)。

「臓器の移植に関する法律」（通称「臓器移植法」）の改正案が、二〇〇九年六月に衆議院を通過し、七月に参議院でも可決され、成立した。次のようなことが改正のポイントとして挙げられている。一つは、現行では臓器を移植する場合に限って脳死が人の死と認められているのを改め、脳死を一律に人の死と見なす立場に立ったことである。二つ目は、これまでは提供者本人の意思表示と家族の同意が臓器提供の条件とされていたのが、本人が拒否の意思を表明していなければ、家族の同意だけで移植が可能になったことである。また、十五歳未満からの移植は禁止という年齢制限が撤廃されるとともに、臓器を親族へ優先的に提供することを認める条項が新たに付け加えられた。

欧米では、法律上脳死を一義的に人の死と見なす傾向が強い。脳死が人の死かどうかを選択できる法律は、日本の現行法以外では、アメリカ・ニュージャージー州の脳死法だけだと言われている。したがって、現行法が以上のように改正されたことは、少なくとも法律としては、欧米の一般的な潮流に乗ろうとしたものと考ええることができる。この改正は、そのことによって、脳死状態にある人からの臓器移植をさらに推進しようとするものと受け取られている。

## 「臓器移植法」の改正に寄せて

今泉 智之

る当日に何を語ったかを伝える著作であるが、刑の執行の直前に、ソクラテスと、幼なじみのクリトンの間で次のようなやりとりが交わされる。すなわちクリトンが、処刑された後どのように埋葬

すべきかをソクラテスに問う。これにソクラテスは失望して、次のように答える。「私はクリトンを説得できていない。私とは、いまここで対話をしながら、議論の一つ一つを配置している、このソクラテスであるということ。むしろクリトンは、少し後で死体として見られることになるのが私だと思っている。だから、クリトンはどのように私を埋葬しようかと聞いているのだ」。ここでソクラテスは、対話したり議論を組み立てたりしているのは自分の魂、もしくはそこに帰属する思考の働きであり、それを自分の本質と見なしている。そして、死後にその魂は身体から離れてこの世から去っていくと考えているので、死後の身体への扱いについては無頓着なのである。

もう一つ、十七世紀に著されたデカルトの『省察』では次のように述べられている。「私がまず第一に気づくことは、精神と身体との間には、身体はその本性上つねに可分的であり、精神のほうは、これに反して、まったく不可分であるという点で、大きな差異が存することである。／実際、



プラトン

は、これに反して、まったく不可分であるという点で、大きな差異が存することである。／実際、

### 〈典型的な欧米の見方〉

はじめに、欧米で脳死を一律に人の死と見なすことを認める背景にあるのは、プラトンあるいはデカルト的な心身二元論であると言われることがある。その典型的な例としてまず、前四世紀に書かれたプラトンの『パイドン』がある。「パイドン」は、ソクラテスが処刑され

私が精神を考察するとき、いいかえると、たんに思惟するものであるかぎりにおける私自身を考察するとき、私は、自分のうちどのような部分をも区別することができず、かえって、私がまったく一なるものであり、全体的なものであることを理解するのである。そして、精神全体が身体全体と合一しているように思われるとはいえず、しかし、足か腕かそのほか身体のどれかある部分が切りとられても、そのために精神から何ものかがとり去られるのではないことを、私は認めるのである」（井上庄七訳、中央公論社『世界の名著』）。ここに見られるようにデカルトは、精神と身体（物体）を区別し、思惟することが前者の属性だと規定した。そして「私」の本質は、精神がもたらす思惟する働きに存すると考えた。

### 〈日本の見方〉

これに対して、身体も人間を構成する重要な要素だとする見方もある。一九八五年八月に、日航ジャンボ機の墜落事故が起きた。

大づかみに言えば、ソクラテスあるいはプラトンとデカルトは、「魂」あるいは「精神」と呼ばれているものが人間の本质であると考えている。そこで、脳死や臓器移植を論じる文脈でこの二人の見方が援用されることになる。すなわち、魂もしくは精神（心）の働きが脳に由来し、それが人間の本质だとするならば、脳の機能が喪失して脳死の状態に陥った人は、人間の本质を失っているのだから、死んでしまっただと考えることができる。そうだとすると、その人の身体から臓器を取り出しても差し支えはない。



デカルト

その遺族が編んだ『おすたかれくいえむ』という書物がある。その一部が、波平恵美子『脳死・臓器移植・がん告知』（福武文庫）に引用されているので、孫引きになるが、挙げておきたい（表記の一部を改変）。「遺体がみつきりました。焼

けた一二三便座席一二Kと書いてある「ちびっ子VIP」のワッペンと、小さなイボのある右手だけ。顔も左手も足もありませんでした。でも『やっとなえた。ママは健といつも一緒だよ。もう一人にはさせないよ』と心の中で叫んでいました。……あの迷走の三三分間、恐怖の機内で、この小さな右手は、いったいどこをつかんでいたのだろうと、胸が締めつけられ、涙が、ところかまわずこぼれてきます。……葬儀の後、部分遺体を見つけるために、何度、群馬を往復したことでしょう。あの子の一部なら、どんな形でも連れて帰りたい、と思いました。／仮安置所に並べられた百幾つかの棺は、一日でも早く家族の許に帰りたいと無言で訴えていました。……わが子の、骨のない足袋のような形をした皮だけの足を、三回目の火葬にしました。血液型と消去法で、何度も法医学の先生と検討し、百幾つもの棺の蓋を、フラフラになりながら開けて、見つけたわが子でした。／変わり果てた足と手の、わずかな部分。／『でもこれで、天国で大好きだった野球ができるね』……。／四十九日忌には五十本近いジュースの一つ一つに手紙を貼って（クラス中の子供達が）届けてくれました。「健ちゃん、野球をしてのどがかわいたら、天国で飲んでね」という文面の書かれた箱いっぱいジュースを手にしたとき、亡き子を抱きしめたようでした」。波平は『おすたかれくいえむ』の内容を分析し、遺体は「五体満足」で

なければならぬというのが、日本人の考え方の特徴の一つだと述べている。もとより、以上のことから、欧米では死後の身体への扱いについては無頓着であるが、日本では遺体を生前のままにとどめることを重視する、と結論するのは短絡的であろう。日本でも遺体の扱いにそれほどこだわらない人もいるかもしれないし、欧米でも死後の身体のある方を重視する人も少なくはないと思われる。実際、たとえば現在アメリカにおいても、脳死を一律に人の死と見なす立場を批判しようとする動きが表面化していることが報告されているのである。そもそも専門的に言えば、プラトンやデカルトが心身の関係を単純な二元論で考えていたかどうか、それ自体詳しい検討を必要とする問題である。しかしそれにしても、プラトーン・デカルト的な見方と、『おすたかれくいえむ』から読み取られるような身体観のどちらに共感するかを考えることは今回の法律改正を評価する際の一つの手がかりにはなるように思われるのである。

（いまいずみともゆき）

人文学部教授、  
哲学・倫理学

昨年度（二〇〇八年九月から）半年間、フルブライト研究奨学金をいただいて、米国ニューヨークにあるコロンビア法科大学院で在外研究を行った。これより五年前、二〇〇三年の半年間にも同じくコロンビア法科大学院で安倍フェローシップの助成を受けて在外研究をさせていただったので、これが三重大大学に赴任してから二度目の在外研究となった。フルブライトの面接のとき、「五年前にも留学しているのに、また留学するのは許されるなんて、寛大な大学ですね」と言われたが、本当にこのような在外研究計画を許してくださった三重大大学人文学部の皆様にはまず心からお礼申し上げたい。

フルブライトに申請した研究テーマは Military Commissions（軍事審問委員会）いわゆる「対テロ戦争」で捕獲したテロリストを審理するための制度である。これは二〇〇一年九一一事件の直後、当時のブッシュ大統領によって設置された特異な制度であり、現在も修正が加えられて存続している。まさに現在進行中の米国の法制度が対象だったので、現地地調査・研究をすることができたのは非常に有意義だった。

現在はIT技術が進化して、確かに私が大学院生だったころと比べても格段に海外の情報入手するのが容易くなった。振り返ってみれば、昔は国際裁判の判決

## 「外国から学ぶ」と今

洪 恵子

者の抱える課題は深刻である。

さて安倍フェローシップもフルブライト奨学金も、その目的として、単に個々の研究を発展させるだけではなくて、助成を受けた者がより広いネットワークに参加することを目指している。このことから帰国後も、安倍フェローシップやフルブライト交流計画に関連する日米交流のシンポジウムなどに参加する機会を得ているが、最近よく聞かれるのは特に若い人たちの間で米国への留学希望が減る傾向にあるということである。安倍フェローシップ・フルブライト奨学金の両方とも米国に関連する助成であるが、日本の若者や若手研究者の関心が相対的

にほかの地域に移った、例えば中国への留学・在外研究希望が急激に増えているということではなく、より一般的に外国への知的関心の低下として受け止められていると言える。

このような傾向は、日ごろ学生と接していると感じることももあるし、それはある意味自然なことでもあるように思われる。私が交換留学生として初めてアメリカを訪れた一九八二年には、アメリカの高校生の生活はまるで映画のようでもあり、テレビを見ればニュース番組やコマーシャルの洗練度に感心し、立場や出身に関係なく人々が堂々と意見を述べているのを見ると、社会の根本的な在り方の違いを感じざるを得なかった。しかし二〇一〇年の日本では、不況だといっても、すでにさまざまな経済的、社会的問題が克服されており、日常生活においても、食べ物、交通機関や宅配などのサービス、さらにテレビや映画、ゲームなどの娯楽などを見ても、外国（文化）が「憧れ」とは言えないかもしれない。そうだとすれば「体験」としての外国を求める傾向は減っていくのかもしれない。

ところで、人文学部にはオリエンテーション・セミナーという学部新入生向けの授業がある。この授業では、各教員が

選んだ社会科学（法学・政治学・経済学・経営学）に関するテキスト（新書レベルの書物）から学生が興味を持ったものを選択し、それを勉強してクラスに報告することになっている。今年度、この授業を久しぶりに担当してあらためて気付いたことがある。それは選択の対象となっているテキストにおいて著者が自分の主張を展開するときに、非常に多くの場合に、「外国ではこうなっている」「日本も外国を見習うべき」という思考様式を採用していることである。

ではなく、むしろ正統な方法である。これには理由がある。すなわち現代の日本法は十九世紀の開国の際の大規模な西洋法の「継受」の結果だという歴史的経緯である。明治ではなく現在になっても、とりわけ実定法の解釈をおこなう場合は母法の知識が不可欠なのであって、法学の研究者にとって英語・ドイツ語・フランス語の学習が必要なのは、日本法の特質に因る要請があるからである。日本法のこの特質は次のようにも表現される。すなわち、ある法制度の存在理由を正当化する際に、フランスがローマ法の伝統に依拠して歴史的に主張し、ドイツが理論的に十分に詰めて説明するのに対して、



坂本龍馬肖像写真（立位）  
高知県立坂本龍馬記念館 所蔵

「継受」の時代の日本人が国際社会と出会ったとき、法が重要であると見抜いていたことは、坂本龍馬に関する有名なエピソードにも表れている。なお、万国公法とは国際法のことである。

榎垣清治「このひとは鏡心明智流の達人で武市半平太の弟子であった。いつか書いたと思うが、竜馬の逸話に出てくる人物である。ひどく竜馬を尊敬し、江戸で竜馬に会ったとき、竜馬は榎垣の長大な刀をじろりとみて、「無用の長物だ。刀が何寸何尺長いからといって役に立たず、偉くもない」といつて自分のみじかい差料をみせた。榎垣はなるほどと思ひ、その長大な刀をすてて竜馬とおなじ寸法の刀を差料とし、後日その旨を竜馬に語ると、「はあ、おれはこれさ」と竜馬は懐からピストルを出し、一発、景気よくぶっぱなした。榎垣はおどろき、苦心のあげくピストルを手に入れ、三度目に竜馬に会うと、「おれはこんどはこれだよ」と、万国公法を見せた、という。

司馬遼太郎著「竜馬がゆく」(三)狂潮編(朝文藝春秋・一九八八)一五〇―一五一頁。

日本では諸外国でも採用しているといった比較法で正当化される傾向が強いと。またこの傾向は、「様々な国から時々の時代の要請に応じて、もつとも良いと思われれるものをしかもすべてではなく必要とされる範囲で日本語により取り入れてきた」ともいえるもので、こうした外国法への対応における日本の手法の一貫性は、他国の法に比した日本法のアイデンティティでもあるといわれている(注1)。このような継受の伝統に加えて、最近では世界的な法の統一も進んでおり、外国の法制度の進展は自国にも大きな影響を与えている。また法技術の接近も進んでおり、明治時代の継受の対象ではなかったとはいえ、社会の新しい動きに敏感なアメリカ法の強さも見逃せない(注2)。このようなことを考えれば、日本人の研究者にとつては、少なくとも法律家にとつて、外国語を習得し、外国法、そしてそれを生み出している外国の社会の実態を学ぶことは現在においてもなお根本的な価値を持っていると言えるだろう。

もとより日本が開国した十九世紀後半、法の継受の時代の日本の法律家が、日本よりも優れている、見習いたいという理由で「外国から学ぶ」ことを選択したのであるなら、ほぼ西欧並みの生活水準を達成した日本にいる我々が、「熱い」思いで西欧に留学するというのはもはやあり得ない。さらに現代の日本が抱える問題には、高齢化社会といった未だ他の国が経験していないことや、歴史や文化、社

会の在り方が違うために、外国の経験がそもそも模範にはならないようなことも多く存在する。しかしそうであってもなお、外国から、又は外国を学ぶことは必要であると思われる。外国のモデルが通じない、意味をなさないとわかることも重要であり、それには正確な外国に関する知識が必要だからである。

確かに外国で生活したり、研究するということは面倒なことも多いし、ストレスもある。わざわざ外国に行かなくても文献一つならインターネットで探せる。しかしこれからも日本の研究者が積極的に在外研究に出かけてほしいと願っている。

(こうけいこ)  
人文学部教授、  
国際組織法

《参考》  
安倍フェローシップのサイト  
<http://www.jpif.go.jp/cgpf/fellow/abc/guide/index.html>  
フルブライト奨学金のサイト  
<http://www.fulbright.jp/grant/index.html>

1 滝沢正「比較法学からみた日本法のアイデンティティ」早稲田大学比較法研究所編『日本法の国際的文脈―西欧・アジアとの連鎖』(成文堂・二〇〇五年)九五頁。  
同「私と公―フランス法の視点から」法律時報八一巻二号(二〇〇九年)六〇頁。  
2 滝沢正「比較法」三省堂・二〇〇九年一七八―一九四頁。

# 新刊 自著を 語る

本の刊行に寄せて

本著へあとがきにもあるように、本著が一九九九年以来カナダのキャンベル・リバーという町を拠点におこなってきたフィールド・ワークによる人類学的な研究成果で、その内容は、二〇〇五年度に提出した博士論文を土台としている。二〇〇六年春に学位を得た後、その夏にキャンベル・リバーにて博論のプレゼンテーションをおこなった私は、現地の人びとから内容に関してのおおむね了承を得ることができた。それをきっかけに、博論の出版をめざすことにした。

まずは出版社を選ばなければならぬが、私が見つけたのは、カナダ研究および漁業研究にて過去に優れた実績を残してきた御茶の水書房というの、私にとって、一つの「こ褒美」なのだろう。そう考えるようにしている。

さて、本著は、カナダの太平洋側に住むクワクワカワクワ (Kwakwaka'wakw) という先住民を対象に、彼らと近代的なサケ漁業との遭遇の歴史と現状を検証している。本著のこのテーマをもっと広い視野から眺めると、つぎのようにいえるだろう。つまり、「グローバルに拡大する資本主義経済と、その周縁に位置する人びとの関係」に関する考察だ。クワクワカワクワをはじめとするカナダの先住民は、「近代」とか「世界システム」とか「グローバルイズム」とかいろいろ呼び名はあるが、そのような世界規模で拡大している情報、経済、思想の潮流のなかで、まぎれもなく周縁に位置している。なぜなら、彼らにとって、資本主義経済も、それをもたらす現金経済、賃金労働も、はたまた技術的な面における進化も、まったく慣れ親しんだものではなかったからである。それなのに、彼ら先住民はカナダに近代化がもちこまれたとき、白人や日本人と同じ土俵で競争させられることになったのだから、これは不利としかいいようがなかったはずだ。そして実際、多くの先住民が、白人主導の産業構造のなかで、

だった。ある方の仲介もあり、すんなり出版社と合意にとりつけたが、そこには条件が一つ。出版費用を調達してやることだった。私にとって、あては二つあった。一つは科研費の出版助成で、もう一つはカナダ政府が毎年応募しているカナダ出版賞の賞金である。このどちらかをとれば、晴れて本がだせるというわけだ。

こうして私は面倒くさい申請の手続きをこなし、上記二つに応募したが、最初のチャレンジは二つともに失敗。上記二つのうちとりやすい科研費であっても、採択率は四人に一人。『狭き門』だから仕方がないといえばそうだが、とりあえず「三年は応募しよう」と懲りもせず翌年も応募してみようと、両方をとることができた。晴れて出版となる。

奇しくも本が出版される二〇〇九年は、私がフィールドであるキャンベル・リバーに通いだして一〇年目の節目となる。そんなときに本が出版されるのは、大変うれしいことなのだが、私にはもう一つ記念すべきことがあった。毎年恒例となった九月のフィールド・ワークの際に、かれこれつきあいが一〇年になる現地の先住民のあるチーフが、儀式において私にインディアン名を授けてくれ、また私を公式に彼の親族の一員としたのである(つまり擬似的な養子縁組の契りをおかしたのだ)。これまた本著のなかに書いてあることだが、私のフィールドでの体験は、アフリカやオセアニアをフィールドとする同僚とは違った意味で、苦勞に事欠かないものだった。それにも関わらず一〇年も通いつづけたのだから、よく辛抱したものだと思ってもいい。だから、この節目の年に本をだすことができ、しかも彼らの親族の一員として認められた

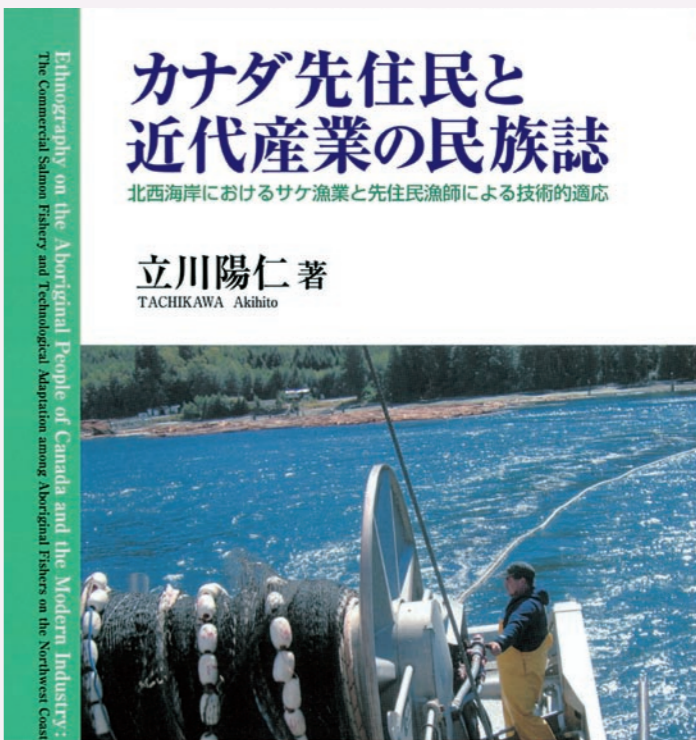
周縁においやられていったのである。しかしそんななかでも、クワクワカワクワなど一部の人は、現在にいたるまで近代的なサケ漁業との関わりを維持している。それどころか、場合によってはそれによって立派な企業家に成長し、白人も一目置くほどの人物になった人もいる。では、はたしてクワクワカワクワなど一部の先住民が、彼らの前にたちあらわれた近代化の波をうまく乗り越えられたのはなぜなのか。私は彼らの漁船に乗り、ともに生活をしながら、あくまで彼らの生活世界の側からその答えを探しとめた。そして本著のなかには、私がたどりついたその答えの一端が記されている。

その答えのあらましを述べる前に、近年評判がガタ落ちとなった二つの思想潮流についてふれておこう。その二つとは、「グローバル化」と「ネオリベリズム」である。ネオ・リベラリズムは「個人の自由」を標榜し、前世紀の最後、とくに一九九〇年代、絶対的な「正義」とみなされ、そしてグローバル化の波に乗って世界中に広まった。そして「グローバル化」のほうも、ポーターレスの世のなかを示す言葉として、かつての「国際化」よりカッコいい言葉としてもはやされている(わが校のホームページで

も、「グローバル化が進むなか、世界で活躍する……」というフレーズは容易にみつけれられる。ところがリーマン・ブラザーズの倒産から世界が一〇〇年に一度の不況にみまわれると、これら二つの潮流が批判的に自省に付され、評判をガタ落ちさせた。ネオ・リベラリズムは、かつて個人から自由を奪い、個人を規則でがんじがらめにしてきたさまざまな共同体を破壊し、また、それによって剥きだしになった個人を唯一の市場と結びつけて競争させた。各地のさまざまな共同体が破壊されるなかで、豊かな「地域独自性」なるものは影をうすめ、世界の標準化、均質化がもたらされる。その後、再度「ローカル化」が引き起こされるが、それは「テリヤキ・バーガーが豊かな地域性ではないのと同じで——あくまでグローバル化に従順なローカル化なのだ。こうして均質化され、剥きだしにされた個人は、この世界規模での不況に対し、みずからを守ってくられる道具をもつことも許されず、野放しにされている状態である。いざににしても、学術的なこうした自省の流れを前にして、大学という高等教育機関のホームページに能天気な「グローバル化が進んで……」などと書ける時代ではない、ということだ。

さて、現在われわれ日本人や欧米の白人の財布や心にダメージを与えているまさにこれと同じ状況を、クワクワカワクワなどのカナダ先住民は、もっともっと早い時期から経験し、そして一部はそれをうまく乗り越えてきたわけである。では、それはいつたいいかにしてか。私が自分のフィールド・ワークからたどりついたその答えの一端は、ひとことというなら「(日常の)生活と共同体を守ること」だった。つまり、近代化のうねりのなかで労働が個人化され、日常(余暇)を特殊な労働の場として設定されてしまったものの、そこに再度克蘭(親族)という共同体性を復活させ、なおかつ「海」という労働の場にいるような方法で(「陸」に特有だったはずの)「日常性」を復活させたのである。こうして彼らは、異質だったはずの「近代化」を自分流に飼いならしたのだ。

カナダの先住民研究から私がおもったこの結論は、もちろん私が現地で垣間見た、いろんなできごとの一つにすぎない。でももしかすると、われわれにとっても、いまのこの厳しい時勢を生き抜くためのヒントになるかもしれない(し、ならないかもしれない)。



**カナダ先住民と近代産業の民族誌**  
北西海岸におけるサケ漁業と先住民漁師による技術的適応

立川陽仁 著  
TACHIKAWA Akihito

**2008/2009「カナダ出版賞」受賞!**

従來自給自足にもとづく生業活動に依存してきた彼ら先住民にとっては異質であるはずの資本主義的なサケ漁業が、いかにして彼らの(日常)や(伝統)へと変貌するのか。フィールド調査にもとづく人類学的手法から例証した民族誌。

御茶の水書房 ●定価(本体5600円+税)

『カナダ先住民と近代産業の民族誌』  
—北西海岸におけるサケ漁業と先住民漁師による技術的適応—

立川陽仁  
(人文学部准教授・社会人類学)  
(御茶の水書房、2009年)

# 男女平等理念の 深化とその実践

西川 洋

—三重県での先進的事例—

はじめに

民主党のマニフェスト等には、近代的男女平等原理の限界を超えようとする現代的平等原理の一端がうかがえます。例えば、家族単位でなく夫・妻・子各個人を、社会保障の単位に代えようとする政策等がそれです。これは、歴史的転換とでもいえることです。このことは後述しますが、まず、男女平等の市民的・政治的権利の実現に関する近代三重県はいくつかの先進事例を見てみましょう。

## 一、自由民権期の女性の政治参加

初期民権運動の圧力で、憲法制定、国会開設の前に、一八七九年（明治十二）から地方自治の場で国民の政治参加を認めることになりました。県会・町村会が設置され、議員選挙が始まりました。その根拠法が「地方三新法」と呼ばれるものでした。三重県でも同法により公民男子による選挙が開始されました。実施の十ヶ月後に、県知事は各郡長（任命制の郡役所長官）に、実施上の改善策等につき諮問しました。その回答で、度会郡長日比重知は「県会議員の選挙権を女戸主にも与えるべきである」と意見具申しています。その理由は、女戸主が納税の義務を果たしているからです。近代議会は、税の賦課や使用方法の決定に

納税者を参加させることを基本原理に誕生しました。度会郡長は女戸主も納税の義務を果たしている以上同等に扱うべきであると主張したのです。じつは、近世共同体では戸主である後家（未亡人）が共同体の運営に参加していたのです。したがって、度会郡長の意見は、決して現実からかけ離れたものではありませんでした。

県内で女性の民権運動への参加状況は未解明ですが、八〇年（明治十三）の『伊勢新聞』六月十七日に度会郡東大淀村（現伊勢市）の演説結社「雍風社」演説会に小学校教員佐伯節の妻ツタが度々演説したとあり、「此の細君を以て元祖とするか」と報道しています。

## 二、明治憲法体制下で女性の公民権

明治憲法発布に先だつて八九年（明治二二）四月から市制町村制等の新地方制度が施行されました。県会・市町村会議員の選挙資格は「帝国臣民で公権を有する独立の男子」で、地方税、地租・国税（年額二円以上）の納税者とされました。女性（女戸主）は納税者でもありませんでした。

## 三、大正・昭和戦前期の女性「公民権」獲得運動の発展

二十世紀に入って政治的市民的権利の確立を目指す女性運動が急速に誕生・発展しました。高等女学校等の女性教育の普及を背景に大都市の女性運動の影響を受けて、県内にも各種女性団体が生まれました。そして女性の権利の拡張を主張する運動に合流するようになりました。一九二〇年（大正九）十二月からの第四四議会で「新婦人協会」（平塚雷鳥・市川房枝等が創立）が提出した「選挙法改正」「治安警察法第五条改正」の請願署名に、県内で前者には二二名、後者には一五名が署名しています。

改正され、女性の政談集会への参加、発起が可能になりました。二五年に男子普通選挙法が成立しましたが、女性は除外されたままでした。しかし、「婦人公民法案」（地方議会議員の選挙権）は、三〇年（昭和五）と三一年に衆議院を通過しました。この年、上野町（現いが市）婦人会では四〇〇名の署名を貴・衆両院に送ったと報道されています。ただし、貴族院で審議未了と否決のため、戦前期には実現しませんでした。

こうした中で、三重県社会運動の特筆できる成果として松阪町（三三年から市）の被差別地区の区長・区会議員選挙での男女平等選挙の実施があげられます。区長は普通、地区からの推薦者を任命していました。同町日野町二丁目では、二八年（昭和三）から満十八歳以上の男女に選挙権を与え、当選者を区長に推薦するようにしました。同地区では区長の職務を補佐する「区会議員（組長を兼任）」を設置し、この選挙権・被選挙権を満十八歳以上の男女に与えました。三三年（昭和八）二月の選挙では女性五名が立候補し、四名が当選しています。区会議員は公的な制度ではありませんが、生活に密着した決定の場に女性の参加を認めたのです。戦前の社会運動は男性中心で、男女平等も理念だけに終わることが多かったのですが、理念を自ら実現・実践した数少ない事例といえます。

（にしかわひろし）  
三重大学名誉教授  
【参考文献】  
三重の女性史編さん委員会「三重の女性史」二〇〇九年  
早川寛司「先祖さまの自由民権運動」歴史地理教育六二〇号、二〇一一年二月

# 三重大学人文学部・ 第5回「公開ゼミ」報告

塚本 明

人文学部では、毎年秋から冬に掛けての時期に、一般市民向けの「公開ゼミ」を開講しています。20人程度の受講生を対象に、1つのゼミで3回（1回あたり90分）開講し、テーマに沿ってじっくりと楽しく学んで頂くことを企図したものです。

本年度は、13の講座を用意して受講生を募集しました。文化学科の教員が7講座を、法律経済学科の教員が6講座を担当しています。開講した講座は以下の通りです（敬称略）。

- |                                  |  |
|----------------------------------|--|
| 1 英文法を科学する!?                     | 杉崎鈺司 (文化学科・准教授)                          |
| 2 作品の背景を読む                       | 廣岡義隆 (文化学科・教授)                           |
| 3 イギリス児童文学入門                     | 赤岩隆 (文化学科・教授)                            |
| 4 地域貢献から地域連携へ                    | 後藤基 (法律経済学科・教授)、青木雅生 (同・准教授)             |
| —地域のニーズと大学のシーズをマネジメントするための課題を探る— |  |
| 5 海部の考古学 ~志摩・伊豆・隠岐の海部達~          | 山中章 (文化学科・教授)                            |
| 6 グリム童話と日本の昔話の比較：悪魔と鬼について        | 太田伸広 (文化学科・教授)                           |
| 7 ひとの移動と移民社会                     | 石井眞夫 (文化学科・教授)、立川陽仁 (同・准教授)、藤本久司 (同・准教授) |
| —海外の移民「先進国」に学ぶ—                  |  |
| 8 「格差問題」を考える                     | 豊福裕二、深井英喜、橋場俊展 (以上、法律経済学科・准教授)           |
| —経済構造、産業構造、労働の視点から—              |  |
| 9 税を考える                          | 森俊一 (法律経済学科・教授)                          |
| 10 アメリカ短編小説を読む                   | 野田明 (文化学科・准教授)、小田敦子 (同・教授)、井上稔浩 (同・教授)   |
| 11 Excelでアンケート分析入門               | 水落正明 (法律経済学科・准教授)                        |
| 12 地方分権の15年を考える —制度改革・運営改革・政策改革— | 樹神成 (法律経済学科・教授)                          |
| 13 現代日本の経済と金融を考える                | 野崎哲哉 (法律経済学科・教授)                         |

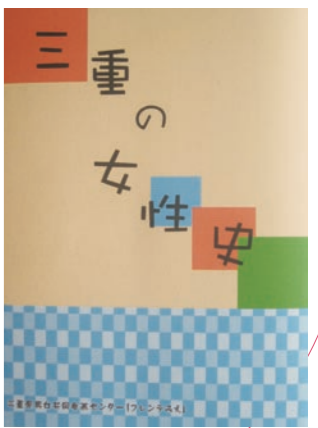
人文学部の公開ゼミは、一般の講演会や公開講座などとは異なり、演習室という少人数教室で、3回連続で行うことを原則としています。講義形式のものもありますが、質疑応答を重視し、また一緒にテキストを読んだり、テーマに即して講師と一緒にディスカッションをすることもあります。普段、三重大生が専門のゼミ演習として受講する授業のスタイルを取っているのです。一方的な講演とは違い、講師と密な関係をつきつ、より深く学んで頂くという意図を持っておりです。

人文学部は、法律経済学科と文化学科からなる文系の総合学部ですから、ゼミのテーマもとても幅広く開講されています。また、仕事や家庭の都合などを配慮して、昼間のみではなく夜間にも開講するなどの工夫も凝らしました。

13のテーマで開講された今年度は、のべ人数で264名の方が受講されました。いくつものゼミを掛け持ちで受講される方、毎年のように受講される方も多数いらっしゃいます。男女はほぼ半々、10代から80代まで様々な世代に及び、北はいなべ市から南は伊勢・志摩まで、なかには遠く三重県外からの御参加もありました。アンケートで見ると公開ゼミに対する総合評価は、「とても満足」「満足」を合わせると94%と極めて高く、今後の要望も積極的なものが増えています。特に1テーマごと3回という回数をもっと増やしてほしいという声が多いのですが、更に継続して学びたいという方には科目履修生などの制度を用意しております。

人文学部は、学術研究の成果を地域社会へ積極的に還元し、地域に根差した学部を目指しています。公開ゼミは、そのための取り組みの一つです。来年度以降もまた別のテーマで開講を予定していますので、是非奮って御参加下さい。

（つかもとあきら）  
人文学部教授・歴史学  
広報・地域連携委員



三重県最初の本格的な女性史

## 大学院のご案内



「山茶花(さざんか)」

### 名島 利喜

## 雑感

「ふむ、そうか。おやじ、その大根がうまそうだな。ひとつくれんか」  
 毎度ありがたい、とおやじは言った。おやじが皿に乗せてくれた大根の煮しめを、平四郎は土間に立ったままあふあふいって喰った。熱くてうまかった。  
 右は藤沢周平『よろずや平四郎活人剣(上)』(文春文庫)の三百六十六頁の一節である。その文庫の「解説」を翻訳家の村上博基が書いているが、解説文を読んで、一体この人はどのような本の読みかたをしているのだろうか、ひどく恐れ入った。  
 村上博基という人は、まず、熱い大根を食べる「あふあふ」というオノマトペに「やっつけてくれた」と感じ入る。続いて、文章の前後をよく見て、藤沢周平という作家が「言う」という動詞はいつも漢字で書くのに、ここでは平仮名を使っていることに注意を促す。そして、「(立)ったままあふあふいって」とずらり仮名ばかりが並び、しかも「まま」と「あふあふ」の間に普通ならあつていい読点がないことを指摘する。その上で、「読者はオノマトペを、声には出さぬが頭のなかで音読する。したがって、ここはたいへん読みづら。それこそあふあふいって読まねばならない。だが、読み終えるとすぐ、「熱くてうまかった」とつづくのである。つまり、読者はくわされたのだ。平四郎といっしょに、熱い大根の煮しめをあふあふ食わされてしまったのである」と、実に細やかに読みほぐす。  
 読まれてみれば、たしかにそうだ。村上博基による読みかたの、なんと精妙なことだろう。読書について、よほど強い意思が働いているに違いない。ゆつくり、じっくりと読みながら、自分の意思を絞りこんでいると思う。この翻訳家には遠く及ばずとも、ゆつくり読むことで、細かな言葉のテクニクもじっくり味わってみたい。作品そのものをたっぷりと味わいながら。

(なじま としき)  
 人文学部教授・商法

### TRIO協賛企業

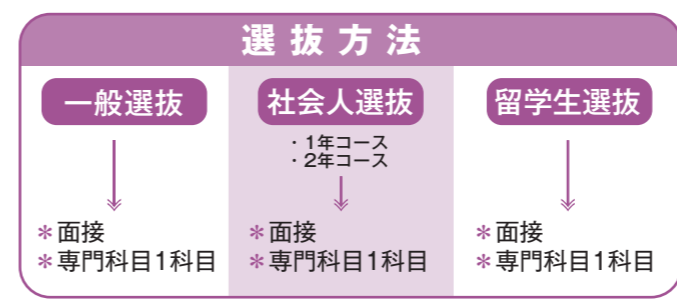
三重大人文学部「TRIO」を応援しています。



### 地域文化論専攻

**地域社会文化論専修**  
 歴史、思想、社会学、地理学、情報学および環境学等の授業科目を広く提供することにより、日本、アジア、オセアニア、ヨーロッパ、アメリカの諸地域における社会と文化について教育研究を行います。

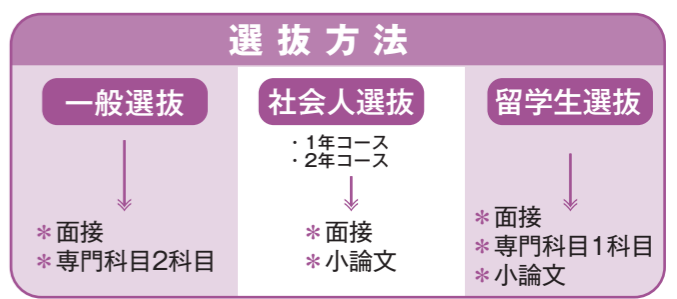
**地域言語文化論専修**  
 日本、中国およびその周辺、ヨーロッパ、アメリカの言語と文学に関する授業科目を幅広く提供することにより、それぞれの地域社会における言語文化について教育研究を行います。



### 社会科学専攻

**地域行政政策専修**  
 政治学、公法学、経済学(経済理論・経済政策)に関連する授業科目を広く提供することにより、地域の公共的な政策課題に関する教育研究を行います。

**地域経営法務専修**  
 経営学、民法学、経済学(経済史・経済学各論)に関連する授業科目を広く提供することにより、地域で活動する企業・NPO・市民の経済的・法的課題に関する教育研究を行います。



### 社会人の受け入れを進めています

有職者は標準在学コース(標準修業年限2年間)のほか、短期在学コース(標準修業年限1年間)を選ぶことができます。夜間にも昼間と同じ科目を開講しており、勤務後に学ぶことができます。

### 長期履修学生制度があります

職業等に従事する学生が個人の事情に応じて、2年分の授業料で3年間あるいは4年間履修し、学位等を取得できる制度です。

### 入学定員は各専攻それぞれ5名です

一般選抜、社会人特別選抜(若干名)  
 外国人留学生特別選抜(1名)の合計

【問い合わせ先】  
 人文学部チーム学務担当 059-231-9197  
 Eメールアドレス hum-gakumu@ab.mie-u.ac.jp

### 試験日程

2月(両専攻とも)  
 2011年2月5日(土)～6日(日)  
 出願は1月6日(木)～13日(木)

### 試験科目

[地域文化論専攻]  
 一般、社会人、留学生とも＝  
 専門科目筆記試験、面接

[社会科学専攻]  
 一般＝専門科目筆記試験、面接  
 社会人＝社会一般に関する小論文、面接  
 留学生＝専門科目筆記試験、小論文、面接

人文学部ホームページ  
 (http://www.human.mie-u.ac.jp/) から、  
 大学院生のさまざまなメッセージを見いただけます。

三重大学大学院人文社会科学部 地域交流誌

# TRIO Vol.11

三重の文化・社会・自然 第11号

発行日 2010年3月19日  
 編集兼発行者 櫻谷勝美  
 編集委員 井上稔浩・小田敦子・山田雄司・田中誠人  
 発行所 三重大学大学院人文社会科学部  
 〒514-8507 三重県津市栗真町屋町1577  
 TEL: (059) 231-9195 (総務担当)  
 URL: http://www.human.mie-u.ac.jp/chiiki/trio/  
 E-mail: hum-somu@ab.mie-u.ac.jp  
 写真 表紙: 津観音  
 雑感: 山茶花(さざんか) / 服部範子(人文学部教授・英語学)  
 制作 株式会社 コミュニケーションサービス

### ■編集後記

トリオ第11号をお届けします。今年は平城遷都から1300年。今号表紙の津観音は昨年2009年が1300年記念でした。昔から人が住んでいる土地は、条件のよい、住み易いところ。様々な危機が叫ばれる今、三重や津には、古代から連続と続いてきた豊かな生活と文化があることを再認するような特集が組めないかと考えました。  
 特集1「三重の萬葉と歴史」は、「萬葉」をという提案を廣岡先生に積極的に受けとめていただき、歴史劇を見るよりもスリリングな鼎談になりました。関連エッセイもそれを重層的に展開し、過去が継承されることの意味を考えさせられました。特集2「津市・三重県の研究」は平成の大合併で市域を大きく広げた津市を中心に、中世の津、現在の三重県を、11人の大学院生がそれぞれの観点から検証しています。  
 大学が年々忙しくなる中、エッセイや記事の執筆を快諾してくれた同僚たちに支えられ、人文社会科学諸学の集まる面白さをあらためて感じました。それが読者のみなさまにも伝わったでしょうか。今号が日々をなにかしら明るくするものであることを願っています。(O)



# TRIO<sub>vol.11</sub>

CULTURE, SOCIETY and NATURE in MIE  
published by Graduate School of Humanities, Law and Economics, MIE UNIVERSITY, Japan.

<http://www.human.mie-u.ac.jp/chiiki/trio/>

トリオのバックナンバーをご覧ください。